

文教厚生委員会記録

令和7年12月10日(水)
9時59分～19時54分
全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、
岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員
【議長・委員外議員】
【執行部】砂川副市長
〔総務部〕池田DX推進課システム担当課長
〔健康福祉部〕久保健康福祉部長、中谷地域福祉課長、椋木健康医療対策課長、
龍河子ども・子育て支援課長、小林保険年金課長
〔市民生活部〕井上市民生活部長、小松環境課長、鈴木総合窓口課長、
川合税務課長、久保資産税課長
〔旭支所〕西川旭支所長、阿瀬川市民福祉課長
〔教育部〕岡田教育長、草刈教育部長、藤井教育総務課長、
山口学校教育課長、松井スポーツ振興課長、鎌原人権同和教育室長
〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長、
大上下水道課長
〔監査委員事務局〕坂根監査委員事務局長
【事務局】久保田書記

議題

1 請願審査

- (1) 請願第19号 公共施設のバリアフリー化推進を求める請願について
【賛成全員 採択】
- (2) 請願第20号 診療報酬引き上げと地域医療の維持を求める意見書の提出について
【賛成全員 採択】
- (3) 請願第21号 高齢者向け100円タクシー制度の恒常化を求める請願について
【賛成少数 不採択】
- (4) 請願第22号 独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センターの医師確保対策強化を求める請願について
【賛成多数 採択】
- (5) 請願第23号 小児救急医療体制の強化を求める請願について
【賛成少数 不採択】
- (6) 請願第24号 地域包括ケアの支援体制見直しを求める請願について

- (7) 請願第 25 号 子育て支援の充実の請願について **【賛成全員 採択】**
- (8) 請願第 26 号 子育て支援の公平性確保を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (9) 請願第 27 号 高齢者・要支援世帯へのごみ出し支援制度を求める請願について **【賛成多数 採択】**
- (10) 請願第 28 号 三隅火力発電所の環境影響調査を求める請願について **【賛成多数 採択】**
- (11) 請願第 29 号 市における動物愛護施策の強化を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (12) 請願第 30 号 マイナンバーカード関連業務の改善を求める請願について **【賛成多数 採択】**
- (13) 請願第 31 号 市民相談窓口のワンストップ化を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (14) 請願第 32 号 市税滞納整理と相談体制の改善を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (15) 請願第 33 号 教育委員の皆様への文書について、確実に到達されるよう求める請願について **【賛成少数 不採択】**
- (16) 請願第 34 号 学校給食費負担軽減の検討強化を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (17) 請願第 35 号 学校給食における地産地消の促進を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (18) 請願第 36 号 教育委員会の会議公開範囲拡大を求める請願について **【賛成多数 採択】**
- (19) 請願第 37 号 市立図書館の蔵書充実と利便性向上を求める請願について **【賛成多数 採択】**
- (20) 請願第 38 号 不登校支援及び授業動画配信体制の導入を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (21) 請願第 39 号 中学校部活動の地域移行を慎重に進めることを求める請願について **【賛成多数 採択】**
- (22) 請願第 40 号 学校トイレの洋式化及び衛生環境改善を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (23) 請願第 41 号 通学路の安全対策強化を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (24) 請願第 42 号 ICT 教育の充実を求める請願について **【賛成全員 採択】**
- (25) 請願第 43 号 行政判断に用いられる資料の内容・数字の根拠の丁寧な確認をお願いする請願について **【賛成多数 採択】**
- (26) 請願第 44 号 教育委員会の公益通報対応改善を求める請願について

- (27) 請願第 45 号 裁判係属中を理由とした説明拒否の改善を求める請願について
【賛成少数 不採択】
- (28) 請願第 46 号 旧スケート場の用途変更に関する再評価を求める請願について
【賛成少数 不採択】
- (29) 請願第 47 号 スケート場跡地活用における市民意見募集の強化を求める請願
について
【賛成少数 不採択】
- (30) 請願第 48 号 市立体育施設の利用環境改善を求める請願について
【賛成全員 採択】
- (31) 請願第 49 号 いじめ防止及び人権教育の強化を求める請願について
【賛成全員 採択】
- (32) 請願第 50 号 工業用水道会計に関する中国電力との合意書の調査を求める請
願について
【賛成多数 採択】
- (33) 請願第 51 号 工業用水道会計における利益剰余金の根拠調査を求める請願に
ついて
【賛成多数 採択】
- (34) 請願第 52 号 工業用水道会計の再監査を求める請願について
【賛成少数 不採択】
- (35) 請願第 53 号 工業用水道会計の情報開示強化を求める請願について
【賛成多数 採択】
- 2 陳情審査
- (1) 陳情第 1 号 災害時における避難場所(小中学校の体育館)へのエアコン設置
の陳情について
【賛成全員 採択】
- (2) 陳情第 2 号 図書館司書の正規職員化の陳情について
【賛成多数 採択】
- 3 議案第 75 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案可決】
- 4 議案第 78 号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案可決】
- 5 議案第 81 号 浜田市益井俊雄奨学基金条例の制定について
【全会一致 原案可決】
- 6 議案第 82 号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について
【全会一致 原案可決】
- 7 議案第 83 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例等の一部を改正する条例について
【全会一致 原案可決】
- 8 議案第 84 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一
部を改正する条例について
【全会一致 原案可決】
- 9 議案第 89 号 指定管理者の指定について(浜田市あさひやすらぎの家)
【全会一致 原案可決】
- 10 執行部報告事項

- (1) 浜田市医師会との看護職員確保対策事業について 【健康医療対策課】
- (2) 浜田市子ども医療費助成事業の拡充について 【保険年金課】
- (3) 浜田市本庁・支所を結ぶ「オンライン窓口」の導入について 【総合窓口課】
- (4) 浜田市立小中学校統合再編計画における石見小学校建設について
【教育総務課】
- (5) 水道料金改定に係る答申について 【水道管理課】
- (6) その他
(配布物) ・浜田市人口状況 (R7.8月末～R7.10月末現在) 【総合窓口課】

11 所管事務調査

- (1) 認知高齢者の状況推移について 【健康医療対策課】
- (2) 保育所(園)の公費負担について 【子ども・子育て支援課】
- (3) 市税、法人市民税の推移について 【税務課】
- (4) 給食センターの現況について 【教育総務課】
- (5) スクールバスの運行状況について 【学校教育課】
- (6) 不登校児について 【学校教育課】
- (7) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用用途変更に係る確認について
【スポーツ振興課】
- (8) 下水道の現況について 【下水道課】

12 その他

- ・【要望書】令和8年度税制改正に関する提言について(委員会に配付)

13 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について(委員間で協議)

14 取組課題について(委員間で協議)

【会議録】

[09 時 59 分 開議]

○足立委員長

ただいまより文教厚生委員会を始める。出席委員は7名で定足数に達している。それでは、レジュメに沿って進めていく。

議題の前に、請願及び陳情の採決の議題の順番について諮る。請願及び陳情の審査と採決は、浜田市議会申し合わせ事項の第2章審査の2において、原則として議題の1番目、2番目に行うこととされているが、委員会に諮り順番を変更することができるかと規定されている。請願及び陳情の審査については、執行部に確認する場合があることから、原則どおり議題の1番目、2番目に行うが、請願及び陳情の採決については、委員会の議事運営等の都合上、議案の採決と同時に執行部退席後の議案の採決の後に行うこととしたいと思うが、いかがか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、請願及び陳情の採決は議案の採決後に行うことと決定した。

1 請願審査

○足立委員長

本委員会に付託された請願35件の審査に入る。

森谷委員から、願意が十分に伝わりにくいと思われる請願について、説明の申出があった。請願ごとに、簡潔明瞭なおおむね1分程度で説明を求めることで、森谷委員から説明してもらいたい、各委員、異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、1請願ごとに冒頭おおむねね1分程度で簡潔明瞭に説明してもらいたい。

また、請願の審査に当たり、執行部への質疑はあくまでも審査の参考とするための現状の確認にとどめてほしい。執行部におかれても、意見や見解を述べるのではなく、現状の説明をお願いします。

(1) 請願第19号 公共施設のバリアフリー化推進を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から、補足説明があればお願いします。

(「なし」という声あり)

紹介議員である森谷委員から補足説明はないということなので、ただいまより審査に入りたいと思うが、執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

実際に、このような箇所を把握する作業は行われているのかどうか。もし行われているのであれば、どのような把握の仕方か。数字はどのような把握になっているのか教えてほしい。

○地域福祉課長

全体としては把握していない。個別の施設を所管の課がそれぞれ把握している。

○森谷委員

公共施設のバリアフリー化について、総合的に把握していないということで、各課に問い合わせないと分からないということか。

○地域福祉課長

現状としてはそのようになっている。

○森谷委員

十分であると考えているのか、改善すべきであると考えているのか。

○地域福祉課長

市民にとっては分かりにくい状況であると考えている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(2) 請願第 20 号 診療報酬引き上げと地域医療の維持を求める意見書の提出について

○足立委員長

執行部へ確認したいことはあるか。

○森谷委員

当市ができることはどのようなことか。

○健康医療対策課長

できることとしては、医療センターも同様に赤字であるので、それに対して市として何らかの支援ができるところがあると思う。

○森谷委員

国に陳情することに尽きるのか。または、市ができることと、国へ働き掛けることと2種類あるのか。

○健康医療対策課長

診療報酬については、国の政策であるので、当市として何かを決めることはできない。それを引上げするかどうかについて、当市の中で要望することは可能であると思う。しかし、浜田医療センターについては、今の赤字経営の中で、診療報酬の引上げをすることによって経営の安定化が図られるかもしれないが、反対に診療報酬が大幅に引上がると患者の負担増になり、ひいては保険料の増にもつながることが懸念される。なかなか診療報酬の引上げ、経営の安定化が難しいということであれば、市としては、経営に対して何らかの支援の考えも生まれてくると思う。

○森谷委員

簡単に言うと、診療報酬の引上げはできないが、補助はできるということか。

○健康医療対策課長

診療報酬については国の決め事なので、市としては何もできない。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(3) 請願第 21 号 高齢者向け 100 円タクシー制度の恒常化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から説明をお願いします。

○森谷委員

100 円タクシーは一般質問で、検証はしていない、やる気もないという冷たい答えであった。浜田市のまちづくり推進条例では、積極的に自分が主役であると思い、まちづくりに貢献するように書いてある。市は、聞いてくれる、資料提供してくれる、まちづくりに生かせるなら生かしてくれるという、横断的な大切な条例であると位置付けられている。私は、自分の費用で3回も4回も新聞チラシで市内全域に配布している。運用の効果も全部説明しているのに、今までずっと無視されている。

100 円タクシーは、本当は 500 円とか 1,000 円とかある程度取らないとやっていけないが、ガソリン代以上取ると白タク違反になってしまうため、ガソリン代以下でやらなければいけない。分かりやすい言い方として 100 円タクシーと言っている。この 100 円タクシーのイメージは、隣の人をついでに乗せていってあげようというイメージである。運転する人の対象として、退職後の一人暮らしの男性でも女性でも、なかなか会話する機会がない人に対して提供したいと考えている。そうすることで、退職後に「ありがとう」という言葉をかけてもらう機会になり、会話も生まれることで、福祉的にもプラスになると思っている。旭町の坂本から市中心部まで出ると、タクシーだと 1 万円から 1 万 5,000 円要る。それがガソリン代であれば 300 円とかで済むのではないかと思う。そのようなことをやってもいいという暇な人もいると思う。年金をもらった人たちがパチンコ屋に並ぶような状況があるが、このようなことでもやれば、かなりプラスになると思いつている。

○足立委員長

執行部に確認したいことはあるか。

○森谷委員

条例に基づき市民が主役となってやっているのに、見向きもしないのかについて教えてほしい。

○健康医療対策課長

見向きもしないというつもりはない。100 円タクシーについては、高齢者の移動手段の多様化も図れ、本人の負担軽減にもつながると思っているが、現状では、こちらで事業を実施していないので、制度を恒常化すると書かれているが、恒常化するという考えよりも、まずは 100 円タクシーの事業を研究していく必要があると思っている。

○森谷委員

100 円は客が払う。財源は要らないではないか。一度も私に聞きに来ることもなく、勘違いしているのではないか。なぜ市に経費がかかるのか。予算ゼロではないか。

○健康医療対策課長

その点も含め、また研究していきたい。先日、議員からもいろいろ話を聞いたので、それも含め、どういった制度なのかを研究していきたい。

○森谷委員

何回も伝え、まちづくり社会教育課にも何回も足を運んでいる。大麻のタクシーは、市が車を買って提供している。このプランは、財源は要らない。私に聞きに来てくれないのに、少し検討しているようなニュアンスで回答しないでほしい。これからは積極的に聞きに来てくれると考えて良いのか。

○健康医療対策課長

どのような事業であるかをまずは研究していきたいと思っているので、よろしく願います。

○森谷委員

研究ではなく、私に聞きに来てくれるか。私は何年も研究し尽くしている。私を無視してあなたが研究するのか、それとも私を会話に参加させてくれるということか。

○足立委員長

事実確認であるので、聞きに来るかどうかは別の場所でお願います。所管事務調査にも入っているので、その場でお願います。

○芦谷委員

恒常化とあるので、時々運行していると見て取れるが、現状の 100 円タクシーの運行状況が分かれば願います。

○健康医療対策課長

当市では受注していないが、森谷委員が現在実施されている状況である。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(4) 請願第 22 号 独立行政法人国立病院機構浜田医療センターの医師確保対策強化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明をお願いします。

○森谷委員

医師がなぜ来ないかを明確に把握する必要がある。症例が少ない、田舎であるということを自覚しないといけない。東京や大阪が良いのが当たり前である。それを乗り越えるには金、地位、休日等を考えないといけない。例えば、金であれば 3 年勤務してもらえば最初に 1,000 万円渡す。地位であれば教授になるためのインセンティブとして論文のインパクトファクターで高い点数がもらえる、博士号を取るための基礎

を優遇するとかである。休日であれば週休2日かもしれないが、医師を2人用意し、週休3日や4日にする非常に良い待遇にすることで、簡単に確保できると思う。それらを把握した上で、金を出すか出さないかの問題である。25億円で神楽施設を造るのなら、こちらのほうが市民のためになる。

○足立委員長

執行部に確認したいことはあるか。

○岡山委員

医師確保の対策の強化と書かれているので、対策をされているのかを確認したい。

○健康医療対策課長

浜田医療センターは、基本的には島根大学をはじめとする近隣の大学から医師を派遣してもらい、一定の医師が確保できていると聞いている。市として直接的に医師確保に関わることはないが、例えば、地域枠の学生とイベントをしながら、一度は浜田医療センターの院長や副院長につなぐとか、診療所の先生に地域医療の実習を実施してもらい、当市で地域医療を守っていきたい、行っていきたいと思ってもらうような側面的な支援について行っている。

○岡山委員

浜田医療センターと市ができることは違うと思うので、当市でできることを現在行っているという解釈で良かったか。

○健康医療対策課長

そのとおりである。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(5) 請願第23号 小児救急医療体制の強化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

「住みたいと思うまち浜田にしたい」と市長の所信表明であったと思う。住みたいと思うというのは、イベントがあって人が集まるイメージが多いようであるが、決してそうではないと思っている。

例えば小児救急体制について、なぜ小児科医が必要なのか、大人も子どもも医師なら診られるのではないかと思い調べてみて、子どものほうが大変ということが分かった。きちんと話せないため、泣き声や顔色、呼吸、動きで判断しなければならず語彙も少ないため、医師の能力が高くないといけない。薬の量、発達途上、感染症、免疫、先天性等、普通の医師では初期対応しかできないようである。輪番制と当番制で、愛知県や鳥取県で行っており、手当を月額5万円から10万円上乗せするということがらしい。パートナー制等いろいろな形で提携する、電話相談を充実し、例えば浜田医

療センターで受けずとも広島や島根、鳥取の病院で電話を受けられるようにする、動画で状況を見ながら話せるようにするとか、利用することがあると思う。

また、看護師のことも一緒に考えてもらわなければいけない。2名セットで週休3や4日にできれば、小児科に行けば休みが多いという優遇措置を与えることで引っ張っていくとか、これまでの考えが見えてこないので対応してほしいということである。手当の上乗せについては、愛知県西条市や長野県佐久市等がやっている。

○足立委員長

執行部へ確認したいことはあるか。

○岡山委員

請願の趣旨に、「小児救急の体制が不十分との声が多く強化が必要である」とあるが、本市として小児救急の体制が不十分であるという声が実際に寄せられたり、課題に思っておられたりすることは実際にあるか。

○健康医療対策課長

小児救急については、一般質問でも答えたように、夜間休日の救急については浜田医療センターが担っており、本市の休日応急診療所が軽症の小児救急の患者を可能な範囲で受け付けている。

また、地域には小児科を標榜している医療機関も複数あるので、現在のところ、特に小児救急についてどうにかしてほしいというような市民からの要望は聞いていない。電話相談の体制については、現在、島根県の方で電話相談体制が組み立てられており、「#8000」にかければ、どのような対応をすれば良いとか、すぐに病院に行ったほうが良いというような相談体制は組み立てられていると思っている。

○森谷委員

きちんとできていると言われた気がするが、大人に対しての体制であると思っていた。小児科医のノウハウ、スペックは別らしいが、小児用の体制はできているのか。

○健康医療対策課長

市内には小児科の医療機関が複数あるので、小児に対しての体制はできていると思っている。

○森谷委員

できていないという声がないからできていると言って、不利な情報を排除するようではいけない。不利な情報でも何でも取りに行くような形でないといけない。その情報を取得する方法について問題がないのか。現状、どのようにしているのか。

○健康医療対策課長

小児救急のことで質問があったかと思うが、現状持っているところを話している。

○森谷委員

質問に対して答えていない。現状は情報をどのように取っているのかというのが私の質問である。

○足立委員長

現状の確認部分のみ答弁をお願いする。

○健康医療対策課長

現状については、市内医療機関については、常にどこが何を標榜しているか、診療体制で行っているかは、当市としても把握している。小児科については、複数市内にあるので、小児科については充足していると思っている。

○森谷委員

質問は、把握の仕方についてである。毎月レポートを出してもらうとか、電話するとか、具体的に、どのように行っているかという質問である。行っていないなら、そのように言ってほしい。

○健康福祉部長

特にこちらから個別医療機関に照会を行っていない。

○森谷委員

それであれば、正確な情報が取れていると思うほうがおかしい。不満の情報はないなどと、堂々と答弁してはいけないと思う。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(6) 請願第 24 号 地域包括ケアの支援体制見直しを求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

このことも「住みたいと思うまち浜田」の中に入ると思う。手続が縦割りになっていることが問題ではないかと思う。

○足立委員長

執行部へ確認したいことはあるか。

○森谷委員

地域包括ケアの問題点が分からないと対策も打てない。問題点の把握について、どのようにされているか現状を教えてほしい。

○健康医療対策課長

把握については、地域ごとの課題を把握するということになると思うが、現在は、地域ケア会議が市内の8圏域の中で開催されており、医療機関、介護事業所、民生委員等の専門職で、その地域における課題、または個別にどのような対応をしていくのかという課題の解決や共有をしている。

○森谷委員

会議は、年に何回あるのか。

○健康医療対策課長

3か月に1回、開催している。

○森谷委員

3か月に1回の会議で毎回何点の問題点が上がるのか。

○健康医療対策課長

解決策について見直していくところで絞って行っているので、1点か2点を協議している。

○森谷委員

私の質問は、解決のための会議を何回やっているかということではない。問題点の把握をどのようにやっているかということである。その前に問題点があるから解決の会議をやっているのではないか。問題点がどのくらい出てきているのか。

○健康医療対策課長

出席される関係機関の皆が、日頃思っている問題点をその場で共有して解決していく流れであるが、ケア会議ごとに一つか二つの問題点を提起してもらい、話し合いを行っている。

○森谷委員

一つか二つの問題点は、会議内で終結しているのか。市や議会にオープンにされているのか。

○健康医療対策課長

市では共有しているが、ケア会議の内容を議会で報告したことはないと思う。例えば一般質問等で、ケア会議がどのようなものなのかという話があれば報告しているが、具体的なことについて議会に報告したことはないと思う。

○遠藤副委員長

「地域包括ケアの支援体制に地域差があり、見直しが求められている」と趣旨にあるが、地域差の有無、見直しの要否を聞かせてほしい。

○健康医療対策課長

地域差については、確かにある。当市も市域はかなり広く、中山間地に行くと、医療・介護事業所がない、医療機関がないところもあり、地域によって課題はいろいろある。見直しについては、まだまだ地域包括ケアの構築はこれからというところもあり、強化していかなければならない部分である。ただ、人員体制の強化も出ているが、国の基準に沿って行っているので、体制を強化すれば、それなりに費用等もかかり、令和4年度から社会福祉協議会に委託している。当初は、職員の知識不足、人員配置も13職種中12名で進めているが、当初は12名を採用することがなかなか難しかったが、現在は12名採用できており、職員のスキルアップもかなりできてきている。相談件数についても、社会福祉協議会の知名度が上がってきた関係もあり伸びており、社会福祉協議会の職員も地域に積極的に出ている。体制の見直しについては、今後も考えていかなければならないものと思う。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(7) 請願第 25 号 子育て支援の充実の請願について

○足立委員長

執行部へ確認したいことはあるか。

○森谷委員

少子化の進行が予測されるということだが、市としては少子化が悪いという問題意識なのか。

○健康福祉部長

年々出生数は減少しており、維持拡大を目指すところである。なかなか増えていくのは難しい状況にあるが、できるだけ減らさないようにしたい。

○足立委員長

悪いことかどうかということなので、そのことについてだけ答えてほしい。

○健康福祉部長

残念なことであると思っている。

○森谷委員

なぜ残念なのか。どこが悪いかを把握しているのか。

○健康福祉部長

市としても全国的にも高齢化が大変に進んでおり、人口バランスが非常に崩れてきていると感じている。出生数を何とか維持しながら人口も維持していきたい。

○森谷委員

具体的に問題を教えてほしい。人口減少は単なる現象であり、困っていることではない。困っていることは何か把握しているのかという質問である。税金が入らない、交付税が少ない、それで予算が執行できなくなりサービスの提供が行き届かなくなるほかである。

○健康福祉部長

出生数が減って人口も減っていくと、まちとしての活気も失われ維持していくことが難しいことになると思う。

○森谷委員

活気が問題点であるとのことだが説得力がない。活気は、人により異なる。私が小学校の頃、日本の人口は 8,000 万人で、1 億人になると食べ物がなくなりウサギ小屋に住まなければいけなくなると言われながら、1 億 2,000 万人まで増え、やっと戻りつつあるという印象を受けている。理由も明確せず、問題であると言っていること自体が理解できなかったから質問したが、活気がないことが人口減少する際の問題点であると市は認識しているということによろしいか。

○健康福祉部長

個人の見解ということで理解してほしい。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(8) 請願第 26 号 子育て支援の公平性確保を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

一般質問や 10 年以上前からずっと各担当課にも言っており、心がある担当者なら覚えていると思う。子どもは保育園に預ける、ベビーシッターに頼む、父母、祖父母が見ている場合があるが、保育園に対してのみ補助が行われている。ゼロ歳から 5 歳までの 6 年間で 600 万円以上、単純平均すると月 10 万円、実際にはゼロ歳児は月 20 万円ぐらいの補助が行われているが、保育園に預けた場合だけである。予算は措置されているのに、2 割から 3 割の人が保育園に行かないからと予算が浮いてしまっている辺りを問題視したい。先日の一般質問の答弁でも、保育園は定員割れしているが保育士が不足しているとあったが、おかしな話である。定員割れしているのが本当なら、なぜ新たに保育園を造るのか。自分の頭の中では、全然、整合性が取れていない。

皆がベビーシッターや父母の場合で補助が行われるとすると、子ども 1 人いれば月 10 万円、2 人いれば月 20 万円、3 人いれば月 30 万円が家計に入ることになる。それで子育てが楽になることは、問題であると言われた人口減少の歯止めにも貢献するのではないかと思う。

○足立委員長

執行部へ確認をしたいことがあるか。

○串崎委員

支援することは本当に喜ばれると感じているが、財源も 1 億円以上要るだろうと思う。公平性確保という言葉に違和感があり、好きで家庭で子どもを育てていることがある。公平性確保について、市はどのように受け止めているか。

○龍河子ども・子育て支援課長

公平性という言葉について、いろいろな見方や捉え方、考え方があろうと思う。親が働いていれば、保育所、こども園等に預ける。家庭で保育をすることも各家庭の選択肢であると思う。いろいろな方に関わりながら子どもが育っていくことは大切であると思うが、公平性という言葉には、いろいろな考え方があろうと思う。

○花田委員

家庭保育と保育園利用世帯の支援格差が課題と趣旨にあり、請願事項 1 で現状の支援体制を整理し格差の有無を検証することとあるが、実際、家庭で保育している件数の把握、支援の有無、支援内容について現状を教えてください。

○子ども・子育て支援課長

家庭保育をしている割合について、令和 6 年 4 月 1 日現在で、ゼロ歳から 5 歳までの子どもが約 1,600 人。そのうち、施設に入所していない子どもは約 15%、236 名という数字が出ている。

家庭保育に対する支援制度は、妊娠期から子育て期までの相談支援で、子育て世

代包括支援センターにおいて、いろいろな支援をしている。地域子育て支援拠点が市内4か所あり、親子の交流や子育て相談に対応している事業がある。ファミリー・サポート・センターでは、乳幼児、小学生の預かり等の援助もしており、保育所、こども園等では、どの園にも属さない子どもの一時預かり事業等を行っている。

○花田委員

支援体制は自ら行くパターンばかりと思う。各戸に訪問するとか、市からアプローチをかけることはあるか。

○子ども・子育て支援課長

個別訪問となると、妊娠期から心配がある方については、電話等で様子や悩み事を聞き取る機会を設けている。赤ちゃんが誕生すれば、出生者のところに全戸訪問する赤ちゃん訪問に取り組んでおり、その後もいろいろ相談をもらったり、個別に健診の結果等で心配のある方には、こちらから連絡をしたり、助産師等と一緒に訪問することもあり、個別の状況に応じて対応もしている。

○森谷委員

15%が家庭で子育てされるという話であったが、ゼロ歳児は大体家庭が多いような気がする。このことに引っ張られ15%になっているような気もしなくもない。実際には1歳とか2歳になると10%ぐらいになるのか、把握しているのであれば教えてほしい。

○子ども・子育て支援課長

ゼロ歳児で施設に入所していない子どもが最も多い。育児休業中であったりすることもある。令和6年4月1日現在で言うと、未利用者の割合が77%ぐらいになる。1歳になると14%、2歳以上になると5%とかで、5歳になると99%ぐらいの子どもが施設に入っており家庭にいるのは1%程度ということで、ゼロ歳児が最も多くなっている。

○森谷委員

重要な指標である。ざっくり15%では分からない。要するに、産休とか保障がない人は1割を切り、ほとんどの人が保育園に通っている感じである。お母さんたちは、ゼロ歳の時には77%がそうであるが、家で見ざるを得ないが、補助金があっても差額の補助で言えば何の補助もない。お母さんたちも休業補償があるところに勤めている人ばかりではないと思うので、そのような方にスポットライトを当てても随分違うのではないかという気がする。現状を把握しているようで良かった。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩する。

[10時54分 休憩]

[11時04分 再開]

○足立委員長

委員会を再開する。

委員の皆に、傍聴者から資料の配布があったので伝えておく。

(9) 請願第 27 号 高齢者・要支援世帯へのごみ出し支援制度を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

ごみ出しについて、現実には分別ができなくなり、ごみ屋敷になる流れである。分別しなくても袋に入れるだけというのであれば、まだ耐えられる。サービスとしては、ごみを分別するところから行わないと良くないのではないかと思う。袋に入れるだけで、分別までサービスに含めることで、ごみ出し支援の本当のサービスが完結するのではないか。

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

袋に入れるだけというサポート体制はあるのか。

○環境課長

ごみについては、あくまでもごみを出す方で分別してもらい、そのごみを戸別収集で回収させてもらうのが現状のサービスである。

○森谷委員

環境課長の守備範囲ではない気がする。福祉の部門がサポートすることになるのではないかと思うが、サポートについて担当課の意見を聞きたい。

○健康医療対策課長

要支援世帯のごみ出しの支援制度については、環境課で行ってもらっているの、環境課長が答えた。

○森谷委員

要支援 1 から 2 まで、要介護 1 から 5 までであるが、どこかの段階で、ごみの分別もできなくなる。それに対して、現状のシステムは、ごみの分別は支援、介護ノータッチということか。

○健康医療対策課長

戸別収集については、自分でごみ出しに行くのが難しい方に対して、こちらからごみを収集に行く制度になっているが、積極的な支援が必要である。

○森谷委員

どこまでのサービスをどのような人に行っているのか。

○健康医療対策課長

訪問ヘルパーについては、いろいろと家庭の生活支援をしているが、ごみ出しも受けているので、頼まれれば、ごみ出し等も行っている。

○森谷委員

訪問ヘルパーは誰でも頼めるのか。要支援とか要介護とかのレベルは関係あるのか。

○健康医療対策課長

要支援、要介護の方について、介護保険サービスでヘルパーを頼むことができる。

○森谷委員

要支援1から要介護5まで、誰でも頼めるのか。

○健康医療対策課長

介護保険のサービスであるので、利用料等は介護度によって変わるが、訪問ヘルパーのサービスを受けることは可能である。

○森谷委員

生活力が低下した人がごみステーションまで持って行くことは何の問題もないという認識で良いのか。

○環境課長

ごみは基本的にはステーションに出してもらうことにしているが、なかなか持って行けない方もいるので、その場合は申請をもらい、自宅までごみを回収に行くサービスを実施している。

○森谷委員

要支援であれば、自分で出さなくても誰かが出してくれるイメージは分かったが、金額的には月にどのくらいかかるのか。

○環境課長

戸別収集については、料金は発生しない。無料である。

○足立委員長

要介護認定を受けた利用者はケアプランに基づき、ケアマネージャーが個別収集の必要ありと、本人の同意の上で市に申請をして、戸別収集を行う。本人ができない場合にホームヘルパーを派遣することには費用がかかる。ただし、ケアプラン作成は現在のところ無料であり、戸別収集も無料である。ヘルパーに対する費用は応能負担ということで発生する。

○森谷委員

私が弱ってきたと仮定し、訪問ヘルパーに頼まざるを得ない場合に、分別して収集してもらうのには、どのくらいの費用がかかるのか。だいたい月に、1万円、2万円かかるのか、1,000円、2,000円なのか。

○健康医療対策課長

訪問ヘルパーについては、20分から30分以内であれば、1割負担の方で要介護1から5までで244円である。

○森谷委員

毎週必要なのか、週2回必要なのかで計算が違ってくるが、一般的には、1か月にいくら払えば良いのか。

○健康医療対策課長

本人のサービスの程度により異なり、週に1回の方もいれば、毎日サービスを使っている方もいる。時間によってサービス料が変わってくる。

○足立委員長

市は週に1回地域を決めて戸別収集しているので、基本的には週1回ヘルパーを頼むと244円が発生する。毎週頼んだ場合は1,000円ぐらいの自己負担部分が発生することになる。

○森谷委員

介護保険を使えば1,000円。2割負担で1,000円であるとする、私が業者に頼めば5,000円で済むという認識で良いのか。

○健康医療対策課長

244円は1割の金額である。

○森谷委員

市の考えは、現状で問題ないということか。何か改善しようという動きがあるのか。

○環境課長

戸別収集については、現状のまま今後も運営したい。

○森谷委員

環境課については分かった。健康医療対策課は、どのように考えているのか。

○健康医療対策課長

介護保険のサービスであるので、現状のままで良いと思っている。

○芦谷委員

地域包括ケアの一環である。ごみ出し困難者、戸別収集の件数を教えてほしい。併せて推移が分かればお願いします。

○環境課長

申請件数は260件である。推移であるが増減がある。施設に入れば利用されなくなることもあり、突然ものすごく増えることもなかったと思う。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(10) 請願第28号 三隅火力発電所の環境影響調査を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

一般質問の答弁について要領を得なかった。まず、三隅火力発電所に三隅の水道

から毎日1万キロリットル、大型トラック1台分の水を送っており、700度ぐらいの水蒸気として吹き付けられる場所もあるらしい。1万キロリットルについて何度まで温度が上がり、そこに混ざるのかという具体的なことが全く回答されていない。混ぜたら温度が下がるのかも分からないが量は増える。二酸化炭素であるとか魚がいなくなったとかに結び付ける気は、そこまであるわけではないが、環境影響の基となる温度、排水について情報がほしい。

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

実際に、1万キロリットルについて何度まで上がり、何万キロリットルになって海へ排出するという数字はあるのか。

○足立委員長

暫時休憩する。

[11 時 22 分 休憩]

[11 時 22 分 再開]

○足立委員長

委員会を再開する。

○環境課長

温水を放流するところについては、海面下の0.5メートル、0.8メートルで影響範囲を調査している資料はあるが、温水がどのぐらいの量が流れたかの結果はない。ただ、流した水量、水質の成分についての検査は、いろいろな項目について行っている状況である。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(11) 請願第29号 市における動物愛護施策の強化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

放置動物の増加や動物福祉の課題が増えていると趣旨にあるが、市として課題に思っている、実際に相談が多くなってきていること等の有無について確認したい。

○環境課長

住民からの苦情は、飼い方やしつけについて近所から不満の連絡が、年間を通じ

て十数件ある。その際には、自宅に伺い、きちんとした飼い方等を指導している。

○岡山委員

飼い主の高齢化などにより飼えなくなった動物に関しての相談はあるか。

○環境課長

ここ数年で、そのような案件は特段ないが、相談があれば保健所を紹介している。

○森谷委員

情報の収集について、相手が接触してくれたらという受け身の状況であると思う。議会なんでもメールや市長直行便等があるが、相手からどのような方法で情報の提供があるのか。

○環境課長

電話連絡が主になる。

○森谷委員

分かった。それでは、情報を取りに行くという感じではない。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(12) 請願第 30 号 マイナンバーカード関連業務の改善を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

手続に時間や負担がかかる状況があって改善が求められていると趣旨にあるが、実際にマイナンバーカードの手続をする場合、負担がかかるような時間なのか。手続が複雑であるとか確認されているのか。

○総合窓口課長

申請に関しては、そこまで待ってもらっている印象はない。ただ、申請後、国のカード作成機関でカードが作成されるのにおおむね1か月、市にカードが到着後に発行準備を行うのに約1週間を要し、手元に届くのは1か月強かかる。

少し課題なのが、カード1枚当たり内部処理をする時間が約70分かかり、市としても対応に苦慮している。

○岡山委員

窓口では、そこまで時間はかからないが、発行手続の内部で時間がかかり届くの少し時間がかかっている解釈で良いか。

○総合窓口課長

お見込みのとおりである。

○芦谷委員

マイナ保険証のことは別とし、マイナンバーカード手続に時間や負担がかかることについては、現状はないということで良いか。

○総合窓口課長

そのような苦情はない。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(13) 請願第31号 市民相談窓口のワンストップ化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

審査の参考とするため、執行部へ確認したいことがあるか。

○芦谷委員

体感として、市民がたらい回しになることがあるか。

○総合窓口課長

そのような状況はないと考えている。

○花田委員

担当の保健師が把握した内容が他部署と共有できていない状況があるという情報が入っており、このような状況の有無について教えてほしい。

○子ども・子育て支援課長

子ども・子育て支援課、子育て世代包括支援センターに保健師がいる。内容によって、必要部署へつなぎ共有している。

○花田委員

情報を共有した際には、一から説明をしてもらう必要はないということで良いか。

○子ども・子育て支援課長

同じことを何度も説明する負担があると思うので連携に努めているが、連携がないと感じた方がいるということは、反省すべき点があったと思う。今後も共有に努める。

○森谷委員

メール送付の際に、身元が不明でも情報を得られる仕組みになっているのか。

○子ども・子育て支援課長

個人情報を出した状態のメールが届く場合がある。回答を求められている場合、回答をしている。個人情報が分かるメールで対応が必要な場合は、連携に努めている。

○森谷委員

発信元不明の情報を得ることはあるのか。

○子ども・子育て支援課長

市長直行便で意見をもらうことはある。個人情報を伏せた状態のメールが届くことも時々ある。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(14) 請願第 32 号 市税滞納整理と相談体制の改善を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

今後の課題等はあるか。

○税務課長

相談対応については、基本的には平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの勤務時間の中で、電話、窓口、訪問などの対応をしているが、やはり日中にそういう相談が困難な場合には、状況に応じて閉庁後などでも対応している。

○岡山委員

通常の勤務時間の中で対応し、それでも電話が繋がらないとか連絡がつかないという場合には柔軟な対応をされているということによかったか。

○税務課長

そうである。

○足立委員長

ほかにあるか。

○森谷委員

人に知られても平気な人とそうでない人もいると思うし、1 回でその内容を把握できる人とできない人もいると思う。その場で決断できなかった時等は、相談内容を繰り返して聞きたい人もたくさんいると思うが、そのような場合でも ICレコーダーで録音して帰り、聞きながらもう一度考えることは現状ではできるのか。

○税務課長

できない。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(15) 請願第 33 号 教育委員の皆様への文書について、確実に到達されるよう求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

教育委員は4人ぐらいいるらしい。毎月、図書館の2階で委員会を開く。昔の警察のところに何十人もいる教育委員会とは少し違う。

三島氏が教育委員会と教育長に文書を出し、その後に開示請求をしたら文書がなく、結局受け取ったのは11月であったとか、いろいろ複雑で、きちんと行われていないという印象である。市民の対応記録を作っていないのはなぜかという疑問がある。廊下の立ち話で三島氏の書類を渡したのかもしれないし、開示請求をしても客観的な記録を作成しておらず、不当要求についても対応記録の基となるものを求めても記録がない、作成していないと文書不存在であったりする。不正行為については、三島氏が配られた資料によると、人工芝が優位であり、数値の整合性が取れていない結論ありきの内容であるという公益通報に係るものである。コンサルタントのスケート場に関する報告の期限は12月8日になっているが、本当は12月14日か15日に報告があったが起案書の日付は12月8日である。12月14日、15日に送られてきた報告書に対して12月8日で起案している。タイムマシンがない限り受け取ることは不可能である。そのようなことが平気で出ている。事前にデータが来たというが、事前にデータが来たとしても送られてきたものは事前のデータと同じかどうか分からない。

また、教育委員会宛てに出したにも関わらず、11月の中旬になってやっと受け取ったような報告があったが、受け取った会議の公文書は何もない。仕方なく私が11月28日に三島氏が教育長宛てに送ったものを何ページかセットして、教育委員の机に置いて「これを読んでほしい」と言ったが、それも公文書として管理されているかどうか分からない状況である。

簡単に言うと、嫌な情報は受け取らない、反対意見は受け取らないというような空気が見え見えである。私がスケート場に反対というのは前から言っているが、その反対の私が見ても、市役所の対応が独善的である。数字を変えたり、隠ぺいしたり、このように書いてくれと伝えコンサルタントがそのとおりに書いてきたり、コンサルタントのメールを開示請求すると添付した資料が消されている。添付した跡形も残っていない。でたらめである。私が次から次へ言うと、今度は市長からこの件については一切話さないと言われ、今度は部長たちが会議を開いて不当要求であると、弁護士から警告書が出され、今度電話したらどうする、接触したらこうなるという脅しのような感じである。担当に聞いても答えない、弁護士に聞いてくれ、弁護士に聞いたら答える義務がないと言う。結局、市民はどうすれば良いのか。

○足立委員長

執行部に確認したいことがあるか。

○森谷委員

コンサルタントが14日か15日に市に送ってきたものに対して、12月8日に受け取ったように書類を作ったのは事実か。

○スポーツ振興課長

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の調査報告書に係る部分は、裁判所に訴状が提出されており、納品日については係争中の案件となるので個別の回答は控えさせ

てもらう。

○森谷委員

行政は理由を具体的に説明する義務がある。地方自治法第2条第14項に、住民に対して行政上の状況を説明する責任を有するとある。答えないという判断をする場合も、なぜ答えられないのか具体的に説明する義務がある。議会基本条例第17条にも、検討中、裁判中などの中傷だけで逃れることは許されない。行政は議会の求めに誠実に答弁し、必要な資料を提供する責務を負う。判例通説でも、争点そのものに立ち入らない範囲、今後の訴訟戦略に影響を与えない範囲で、事実経過や行政判断の理由などは説明でき、すべきとされている。裁判中だから一切言わないは説明責任放棄である。説明を拒否するなら条例根拠を示してほしい。係争中とか、弁護士が言ったからは通用しない。

○スポーツ振興課長

裁判そのものの係争内容であると思っているので、回答は控えさせてもらう。

○遠藤副委員長

教育委員への文書について確実に到達するよう求める請願なので、到達の状況について聞きたい。

○教育総務課長

文書は、教育総務課の代表メールに届いている。7月15日に受付をし、7月23日の教育委員会において、委員の手元に届けた。

○森谷委員

開示請求したときに、そのことが出てこないのはなぜか。

○教育総務課長

情報公開請求をどこの課が受けているかどうか分からないが、出ていないという認識を私は持っていない。

○芦谷委員

文書提出者が委員に届いたか確認できない現状、市が不都合と判断した通報が委員に届かない可能性があることについての見解を求める。

○教育総務課長

市が不都合と判断した通報が届かないのはもちろんいけないことである。現状、ダイレクトメールやイベント案内は、全てお渡ししているわけではないが、基本的にこのようなケースも含め、事務局で渡さないことはしていない。

また、委員に届いたかを確認できない現状について、問合せをもらい、回答している。

○串崎委員

一応解決済みと聞いたことがあるが、どのように思っているか。

○教育総務課長

教育委員へ確実に文書を渡しているかについては、7月23日の教育委員会において、確実に渡していると認識している。

○森谷委員

草刈部長が11月4日に初めて渡した、メールしたと認識したが勘違いか。

○教育部長

ある方から7月にメールがあり、メールの中には公益通報の文字は一切なく、所定の様式でも提出がなかった。その方が従前からメールや窓口、問合せ、電話などいろいろなことをされており、同じような処理を7月のメールに対して行った。11月に電話、その後にメールが届き、そのとき初めて7月のメールが公益通報として提出したとの趣旨が書いてあった。そのことをこちらが認知した後に、外部通報の要件に合致しないので、不受理の通知を出したケースはある。7月の時点で公益通報の認識はなかった。11月の時点でそのような申出があったので、趣旨に従って処理を行い、要件に合わないので不受理の通知を送ったのが実際の流れである。

○森谷委員

大体分かった。7月にメールがあり、きちんと教育委員の4名に紙で渡した。草刈部長が11月と言ったのは、公益通報という訴えがありチェックしたのが11月の話で、内部でも外部でもなく不受理であるということなので良いか。

○教育部長

7月に教育委員には会議で渡し、その後に11月の時点で7月のメールについて、公益通報のつもりで提出したというメールが届き、趣旨に従って処理を行い、要件に合わないので不受理の通知を送ったというのが実際の流れである。

○森谷委員

7月に紙で配られ、会議が開かれた様子もなく、会議が開かれたか分からないが、そのもの自体が開示請求で出てきた記憶もない。後でチェックする。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(16) 請願第34号 学校給食費負担軽減の検討強化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

検討の強化が必要で財源の調査を行ってほしいという内容であるが、既になされている、検討段階に入っているということがあれば教えてほしい。

○教育総務課長

学校給食費の負担軽減として取り組んでいる内容は、給食費が令和5年に値上がりをした際に、値上がりの差額分を保護者に負担させることなく市が負担する激変緩和措置があるが、それを1年延長しており、1食当たり小学校8円、中学校9円の措置

を行っている。

それとは別に、米価高騰の措置として、1食当たり9月までは27円で、12月定例会議で提案をするが、可決されればプラス22円で1食当たり49円の米代の補助を行う。副食も食材が上がっており、1食当たり32円補助を行っている。

○岡山委員

考えられる対策はすでに実行されているという理解で良いか。

○教育総務課長

十分かどうかは考え方があると思うが、できる限りやっているつもりである。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩する。

[12時01分 休憩]

[12時58分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

(17) 請願第35号 学校給食における地産地消の促進を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○遠藤副委員長

現在、浜田市の給食の中で、地元産の野菜や米などを使っている割合は何%ぐらいか。

○教育総務課長

令和6年度の調査で答えると、市内の地産地消率が県の調査で出ており、地産地消の定義は県内産と浜田産となっているが、令和6年度は83.26%である。

○芦谷委員

地産地消率の推移が分かればお願いします。

○教育総務課長

地産地消率については、大体80%前後で推移しており、これまで当市が県内で1位であったが、今回は2位となった。しかし、パーセンテージ自体はほとんど変わらない状況である。

○森谷委員

地産地消のものを使う目的は。

○教育総務課長

教育委員会としては、食育の観点から、地元産のものを使うことで、作っている農家や地元の食材に愛着を持ってもらい、郷土愛も一緒に育てばという思いで、地産地消の推進をしている。

○森谷委員

地産地消のものは、他県のものとは比べて一般に流通しているものより、安いのか高いのか。

○教育総務課長

一概には言えないが、一般的には割高となっている。

○森谷委員

量は地産地消のもので足りるのか。浜田産のもので足りないから、島根県一帯に広げているのかと勘繰ってしまう。

○教育総務課長

給食の食材の調達については、センターごとに行っており、大きい浜田のセンターは食数が多いため、浜田産と限定すると足りないところも出てきている。逆に小さいセンターでは、地元のもので足りるというケースが多い状態になっている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(18) 請願第 36 号 教育委員会の会議公開範囲拡大を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

基本、全ての文書が公開なので、非公開にするにはそれなりの理由がないといけない。それらをきちんと守ってほしい。

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

協議は非公開で協議録も作っていないというのがあったが、基本的に全部公開が原則で、協議であっても全て非公開というのはルールとしておかしいと思う。現状のルールはどのようになっているのか。

○教育総務課長

当市教育委員会では原則公開としているが、非公開の場合は、人事案件、個人情報案件、議会議決前の予算案件、政策判断前の案件などを非公開とさせてもらっている。

○森谷委員

協議録は一切公開されていないと受け止めたが、協議録についてはどのような定

めになっているのか。

○教育総務課長

協議録については、定例会は協議録を作成しホームページに掲載している。臨時会は議事録を作成しているがホームページに掲載していない。任意の協議会は、議事録の作成は行っていない。

○森谷委員

協議会には定例会と臨時会があり、別に任意の会があるという説明か。

○教育総務課長

教育委員会に定例会と臨時会があり、任意で協議会を設けるケースがある。

○森谷委員

協議会は、すべて任意のもので良いのか。

○教育総務課長

任意のものである。

○森谷委員

任意の協議会も原則公開という認識して良いのか。

○教育総務課長

非公開としている。

○森谷委員

原則公開である。協議会も任意であろうがなかろうが原則公開のはずだが、なぜ最初から非公開になっているのか。どのような理由か。

○教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に、「定例会、臨時会は公開する」とあることにのっとり定例会は公開という判断をしている。

○森谷委員

定例会、臨時会の説明を求めている。任意の協議会の説明を求めており、何も書いてないような言い方であった。書いてないなら非公開にしてはいけないと思う。

○教育総務課長

地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項に、「定例会は公開する」とあり公開している。「臨時会は公開しないことができる」となっているので公開していないが、任意の協議会については定めがなく、公開、非公開という概念がなく、公開をしない会議の扱いにしている。

○森谷委員

全ての公文書は公開が原則である。定めがなければ公開ではないか。公の給料をもらっている人たちが集まって話をし、任意かどうかにかかわらず、公のことを話し合っているのだから公の協議である。会話は軽微なもの以外は文書にしなければいけないという文書主義である。軽微かどうかの判断によるが、軽微であっても文書にしていけないわけではない。文書にしないことができるのが軽微な場合である。任意の協議会に定めがない以上、公の人が公の給料で行っている以上は公の話であり、公

の協議である。公の協議で、決議に至らないものであれば非公開にできるし、文書も作成しないことにできるが、作った以上は原則公開である。もう一度説明してほしい。

○足立委員長

任意の協議会自体を正式な会議と捉えるかは執行部で判断し、公開しない判断を現時点でしており、議事録も作成しないということであると思う。それを踏まえての事実確認をお願いする。

○森谷委員

教育委員会の任意の定義を教えてください。

○教育総務課長

条例等に定められているもの以外という認識でいる。公開、非公開は傍聴できる、会議録を作成しホームページへ公開するもので、レジュメ等は公文書の扱いで情報公開請求があれば公文書として提供する。

○森谷委員

全ての公文書は公開であるが、公文書であるべきものが何らかの理由により作られていないという現実があるということが良いか。

○教育総務課長

会議録を作っていないので、言われるとおりである。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(19) 請願第 37 号 市立図書館の蔵書充実と利便性向上を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

図書館の利用者のニーズに合わせて蔵書や開館時間を見直すという趣旨であるが、利用者の意見の吸い上げについて改善をしているのか、意見の拾い方等があれば教えてください。

○教育総務課長

図書館については、市民からいろいろな意見や要望をもらっている。直接図書館で、また、ボランティア団体、図書館協議会の委員を通じて等多数ある。

人気ジャンルの蔵書などについても、貸出状況から分析し、一般図書、児童図書、電子図書で貸出の多いものを意識して選んでいる。

開館時間については、中央図書館は午後 7 時までであり、県内 8 市の中ではかなり長く、益田市の次に長いという状況である。秋の読書週間に少し延ばし、市民の様子も見ている。

○岡山委員

意見を吸い上げ、合わせて見直しも行われていることが確認できた。

○森谷委員

意見の吸い上げは、どのような方法で行われているのか。

○教育総務課長

図書館に意見をもらう箱や、図書館の職員に直接伝えられる利用者もいる。また、ボランティア団体、市民の代表になってもらっている図書館協議会からも毎年要望が上がってくる。

○森谷委員

ボランティア団体のことは知らなかった。メールや箱に入れる等の当たり前のことはしていないのか。

○教育総務課長

意見箱、代表メールが届くこともあり、受付はできている。

○芦谷委員

蔵書数の多い少ないはよく分からないが、時間外については、私もボランティアの会に入っており、中央図書館は開館時間が大変長いと聞いている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(20) 請願第 38 号 不登校支援及び授業動画配信体制の導入を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

一般質問で、動画を配信するがライブだけであると聞いた。家にいる生徒はその時間しか見られないのか。

○学校教育課長

授業の時間のみの視聴になる。

○森谷委員

ライブ配信するなら、いつでも見られるようにすれば良いと思うが、そのようなシステムは存在しないのか。

○学校教育課長

不登校の児童については、全てリアルタイムのライブ配信である。

○森谷委員

録画を提供するのはそんなに難しい話ではないのに、リアルタイムだけでやっている理由は。

○学校教育課長

録画のメリットはあるが、全ての時間を録画して配信することについて、十分検討できていないので対応していない。

○森谷委員

改善すべき情報が入れば常に改善すべきであると思うが、教育委員会において、改善すべき情報が入ってくれば改善するという考えか、それとも変更はしない考え方なのどちらか。

○学校教育課長

不登校の立場に立った支援について、できる範囲で改善を行いたい。

○花田委員

不登校児童で家庭にいながら学校とタブレットでつながり学習支援ができている割合を把握していれば教えてほしい。

○学校教育課長

今年度7校で14名が授業配信を受けており、昨年度の実績は10校で11名である。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(21) 請願第 39 号 中学校部活動の地域移行を慎重に進めることを求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○遠藤副委員長

基本的に執行部主導ではなく、確か中学校体育連盟主導で地域移行が行われると思う。市がどれだけ必死に声掛けしたとしても、中学校体育連盟からの問合せがなければ何もできないと思うが、市で地域移行に取り組もうとしている活動があれば教えてほしい。

○学校教育課長

昨年度から具体的に、中学校の陸上部で月1回ないし2回、陸上競技場を使い合同部活動を行っている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(22) 請願第 40 号 学校トイレの洋式化及び衛生環境改善を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○串崎委員

洋式化に全てなっている話も聞くが、いかがか。

○教育総務課長

校舎のトイレの洋式化については、令和4年度、5年度に洋式化が終了している。学校体育館のトイレについては、令和4年度から今年度7年度で終了し全て洋式化しており、校舎のトイレは、各トイレに一つだけ和式を残している。

○森谷委員

和式を一つ残す理由は。

○教育総務課長

当初、学校等とも協議を行い、和式のトイレしかない古い公園や公共施設があるところもあり、練習の意味と、家族以外の方と便座の共有をするのが苦手である子どももいるためである。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(23) 請願第41号 通学路の安全対策強化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

通学路の危険箇所が多く安全対策の強化が求められるとあるが、現在、通学路の中で危険が指摘されている箇所や、既に改善しているところがあれば教えてほしい。

○学校教育課長

全国的に児童生徒の通学中の事故があり、平成26年度から全国一斉に点検を行い、当市も平成26年度以降、通学路の安全プログラムを作り、都度、関係道路管理者を集め協議している。令和6年度末で557か所の危険箇所について、学校、PTA等から要望があった箇所を検討し、今年度23か所について、対策済み、対策予定、検討中、実施中で管理し、都度、道路管理者に進捗状況を確認している。

○花田委員

現在、見守りボランティアがゼロである校区はあるか。

○学校教育課長

現在、ゼロはないと承知している。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(24) 請願第 42 号 ICT教育の充実を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

(25) 請願第 43 号 行政判断に用いられる資料の内容・数字の根拠の丁寧な確認をお願いする請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

三島氏が提出したものに、当市は現在、サン・ビレッジ浜田スケート場の廃止、転用を進めようとし、判断材料として三菱UFJのコンサルタントに業務を委託して進めている。メール等で開示請求して精査した結果、コンサルタントの資料に虚偽、誤った誘導、教育委員会の報告書を職員が不正に修正、説明と実際が異なるまま行政判断が進んでいると指摘している。

令和5年12月10日までという調査報告書の成果物の提出期限があり、令和6年2月に概要案が出たことについて、職員が内容を修正していたことが後に判明した。令和7年7月に是正措置を文書で提出した。コンサルタントの報告書には、虚偽、不正な記載がある。稼働率について、コンサルタントは1日30分でも利用があれば100%稼働としているが、おかしい。市民が誤認し、市が提出したデータとも矛盾する。スケート場の赤字を強調するために、比較対象にならない項目を混ぜて赤字を作り、島根県立体育館の人件費は含まれていないが、スケート場はフル計上しており、バランスが取れていない。利用団体の聞き取り調査の捏造がある。スケート教室、競技団体へ聞き取りは一度もないのに、報告書には聞き取りの結果であると嘘が表示されている。スタート時点でスケート場の適正数はゼロであるとスポーツ推進審議会が議論され、ゼロに着陸することで間違いはないと回答しているが、その後の審議会で適正数は1であったとなっている。最初から1であったら、どのような結論になったか分からないが、重要な審議会は1を前提にやり直すべきである。

契約違反や報告書の日付の問題など、事務作業がでたらめである。私がスポーツ振興課長に質問しても、ほとんど答えられない。前任者が説明したとおりであるとか一切答えてくれない。録音することができないから証拠がない。市に都合の悪い意見は排除する姿勢が見え、弁護士を立て文書を出す等、でたらめな対応である。スケート場廃止、用途変更を進めるような形で不透明さがあることに対して請願を行った。

○足立委員長

請願第 43 号から第 47 号について一括で補足があった。

第 43 号について執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

実際に数字について、オーバーに書かれたといったことはあるのか。年間 100 回大会利用は、もともと存在する大会が移るとしても、新たに 100 回大会がないといけな
いわけで非現実的な話である。学校利用についても校長会などに調査した形跡もない
が事実か。

○スポーツ振興課長

大会利用の年間 100 回の利用人数は、係争中そのものの内容であるので、個別の回
答は控えさせてもらう。全体を通し、数字、人数について意見はあると思うが、コン
サルタントから説明を聞いて妥当なものであると判断し、議員にも何回も時間をかけ
て説明している。特定の市民から大変多くの質問などが寄せられたが、以前の職員が
相当な時間をかけ事細かく資料も提供し、これまで説明をしているので、丁寧な確認
をして説明をしていると認識している。

○足立委員長

100 回が非現実的ではないかについて答えてほしい。

○スポーツ振興課長

年間 100 回というコンサルタントの試算は妥当であると思っている。

○森谷委員

200 回なら妥当であると言えば通るのか。もともと大会は存在するから、スケート
場を転用したのに対し 100 回大会があるのなら、プラス 100 回大会を行わなければ
ならず、週に 2 回大会がなければいけないことになる。誰が考えて現実的ではない。
どのような根拠で、年間 100 回が追加で行われると書いてあるのか教えてほしい。

○スポーツ振興課長

年間 100 回という数字だけに注目して質問しているが、それ以外の全体の利用人数
を含め、コンサルタントがシミュレーションを作成しており、妥当だと判断している。

○足立委員長

100 回が現実的ではなく、プラス 100 回が出てこないと大会が急に 100 回増えるわ
けではないと思う。100 回がコンサルタントから出てきたので、真摯に受け止めた
という認識で良いか。

○教育長

コンサルタントが示した回数が全く新たに追加とは受け止めていない。環境が整
えば、既存で行っていることも移るといった、もろもろの可能性を含め数字を出して
いると認識している。

○森谷委員

数字を出している根拠が示されていない。コンサルタントが言ったで、終わらせ
ている。本来、市民も協働のまちづくり推進条例に基づき資料提供をしているが、頼

んでいないから見ない感じである。私が見れば、その資料のほうが、よほど説得力がある。コンサルタントの報告書は、市の担当者が頼み変更してもらったメールを見た。なお、コンサルタントを根拠にするのが分からない。コンサルタントが出したものをチェックし納得するというスタンスではないのか。スケート場を廃止するためにコンサルタントを雇い、三島氏に文句を言わせないために弁護士を雇ったみたいに、排除するための役目としていろいろなものが存在するように見えて仕方がない。私も数字に強い。スケート場に反対なので、三島氏とは反対の立場である私が見ても根拠はどこにもない。コンサルタントが根拠であると進めるのはおかしい。

○スポーツ振興課長

情報公開、公文書の開示で、シミュレーションは示している。それを見て妥当性を判断し、判断を我々がしている。コンサルタントの言いなりではなく、しっかり検証した結果、妥当であると判断している。

○森谷委員

30分でも使っていれば1日利用のどこが妥当なのか。おかしいと思わずに、コンサルタントの報告書に対して、変更を伝えれば良いのに、言わずにコンサルタントを根拠にし、説得力がない。三島氏たちのグループが作った計画のほうが、よほど説得力がある。一つだけでも説明できないのに、コンサルタントを根拠にするのか。私が判断したで良いはずがない。市民全員の税金が使われている。

○足立委員長

事実確認で執行部が回答をしているので、請願審査で判断することになる。

○森谷委員

県立体育館の人件費を除いて利益計算したこと、30分しか使わなくても1日使ったということもおかしくないというわけか。

○スポーツ振興課長

そのことも含めて、今回の調査報告書は全て妥当であると判断している。

○串崎委員

令和6年の総務文教委員会、全員協議会で、この案件については、議会として了解したと思っているが、間違いはないか。

○スポーツ振興課長

今後の機能転用の方針については、令和6年6月に総務文教委員会、同年7月2日の全員協議会で説明をし、理解をいただいていると思っている。

○森谷委員

それは違う。説明しただけで、説明は承知したということで、進めることを承認しているわけではない。嘘を言ってはいけない。会議録を見てほしい。

○スポーツ振興課長

会議録に、「この方向で進んでいくことで議会として理解をしたことよろしいか」と議長が諮り、各議員から反対の意見がなかったので、理解をしてもらったと判断している。

○足立委員長

議会側に対して数字、根拠等の丁寧な確認をしてほしい請願であると受け止めている。それを踏まえての事実確認をお願いします。

そのような理解で各委員はよろしいか。

(「はい」という声あり)

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(26) 請願第 44 号 教育委員会の公益通報対応改善を求める請願について

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

公益通報に該当しない、内部通報、外部通報でもない、それ以外の情報が全て意味のない情報とは限らないと思う。意味がない、大変な情報であるという判断は、現状では行うようになっていないのか。

○スポーツ振興課長

サン・ビレッジの関係で非常に多く問合せがあり、問合せがあった場合は、速やかに受付を行い、組織内で報告して共有し、対応は個別に考える手続を行っている。

○森谷委員

公益通報以外のものを相手にするか、問答無用でゴミ箱に入れるかである。

○スポーツ振興課長

内容によって個別の判断になると思う。

○遠藤副委員長

公益通報は年に何件くらいあるのか。

○教育総務課長

公益通報が発生した場合は、総務課が取りまとめて件数を報告することになっているが、昨年度は、公益通報は発生していない。

○森谷委員

公益通報以外のものについて、確認して必要があるものは取り上げるということが良いか。

○スポーツ振興課長

全て受付をして組織内で共有し、対応を行っている。

○森谷委員

公益通報は、市役所の職員か市役所と取引のある人しかできない。公益通報と書いてあるから、そのことしか話してはいけないというのはどうかと思う。公益通報でなくても重要な通報もある。公益通報でないから一切見ないのか、重要なものとして取り上げるのかについて、答えてほしい。

○教育長

基本的に通報として相手が提出したものの条件が整っている場合、公益通報であるかどうかにかかわらず、内容について、しっかり確認する必要があるものについてはきちんと対応することが原則的な考えであると思う。

○芦谷委員

公益通報の対応の不十分さ、改善について、教育委員会の現況を教えてほしい。

○教育総務課長

公益通報については、浜田市外部公益通報・内部公益通報に関する要綱が定められており、公益通報があった場合は、教育委員会ものっとり対応をする。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩する。

[13 時 55 分 休憩]

[14 時 05 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

(27) 請願第 45 号 裁判係争中を理由とした説明拒否の改善を求める請願について

○足立委員長

執行部に確認したいことはあるか。

○森谷委員

裁判中を理由とした説明の拒否が多いが、条例や条文など、根拠ははっきりしているのか。

○スポーツ振興課長

根拠となった法規などを即座に伝えることはできない。係争中の案件の問合せについては、弁護士にも相談しており、個別の見解を述べることは裁判に影響がある可能性があるので控えるように指導ももらっている。その指導に沿って対応している。

○森谷委員

法令根拠を把握しているのかと聞いている。

○スポーツ振興課長

根拠を把握していない。

○森谷委員

法治国家の公務員であるから把握する必要があるとあり、条例や法令に根拠を求めないといけない。弁護士が言っただけで進んではいけないと思うが、誰も説明を拒否している根拠条文を知らず、決められていないということか。

○スポーツ振興課長

私は把握していない。

○森谷委員

ほかの課長や教育長、部長は把握している可能性があるということか。

○教育長

法律の理解で言えば、専門である弁護士と相談しながらなので、現状としては、そのような対応をとらせてもらっている。

○森谷委員

条例条文を把握しているか聞いている。弁護士が言えば、根拠となる条例について聞くのが当たり前の会話であると思うが、条例条文は誰も把握していないということか。

○教育長

詳細な条例条文までは把握しておらず、専門の弁護士に任せている。

○森谷委員

説明拒否をするのだから、それなりの根拠がないといけないと思うが、誰も条例根拠を知らないということで良いか。

○スポーツ振興課長

把握していない。

○遠藤副委員長

教育委員会の裁判中を理由とした説明拒否の改善を求める請願であるので、知り得るかを確認する場ではない。個人を攻撃するようなことや揚げ足を取るようなことは控えるように、各委員にお願いします。

○森谷委員

裁判中の問題については答えないことに対して、根拠がしっかりしているかどうかの質問であるから、誰を攻撃するでもない。何が問題になるか全く分からない。

○遠藤副委員長

答弁者に、マイクを通さないところで「話が長い」などと言うのは、攻撃になると思う。きちんと意見を聞き、詰めることが目的ではない。請願の審査であり、時間ばかりかかり答えが出ないことを続けても何の意味もない。意味があるような内容になるよう頑張ってもらいたい。

○足立委員長

事実確認はそれぞれの委員でしっかりとお願いします。

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(28) 請願第 46 号 旧スケート場の用途変更に関する再評価を求める請願について

○足立委員長

執行部に確認したいことがあるか。

○森谷委員

コンサルタントの報告書は分かった。対案が出ているのも把握しているが、対案について再評価する考えはあるのか。再評価した上で決定しているのか。

○スポーツ振興課長

対案が何を指すのか、再度教えてほしい。

○森谷委員

対案というのは、三島氏たちが出した案のことである。

○スポーツ振興課長

利用団体が出されたシミュレーションについては、コンサルタントの報告書が市に提出されている段階で受け取っている。コンサルタントの報告書が、妥当性が高いと判断しているので、評価検討することは行っていない。

○森谷委員

妥当かどうかは調査して読み込み比較して分かるのに、見もしないでコンサルタントが妥当であるということとはできないのではないか。

○スポーツ振興課長

個別の考えを述べる場ではないと思っており、現状を問われたので説明した。

○森谷委員

コンサルタントの案を決定するに当たり、誰が見ても十分であるというプロセスの透明性を確保しているのか。

○スポーツ振興課長

開示請求があった場合は、公開すべきものは全て公開しており、プロセスの透明性は確保できていると思っている。

○教育長

用途変更の判断プロセスは、スポーツ審議会のとときに用途変更を出すに当たり、いろいろなデータの疑義があるのではないかという話があり、調査を行い判断するというステップを踏んだ。調査報告書について、あらゆる角度から分析をし、議会にも説明をして一定の理解を得て、次のステップでスケート場以外の人工芝や板張りの体育館の方向で進めることに理解をもらい、予算を計上し認めてもらっていることで、用途変更に至るプロセスについて、手順をきちんと踏み行っていると考えている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(29) 請願第47号 スケート場跡地活用における市民意見募集の強化を求める請願について

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

市民アンケートについて、学校にアンケートした結果は、スケート場維持が 60%

ぐらいであった。それらの人を除いた 40%に対して、跡地の利用についてのアンケートを行い、アンケート自体が誘導的であると思う。スケート場維持の 60%についてアンケートに反映されなくなるものが出されている。アンケートについて、検証した形跡があり、それを基に検証したのか、現担当者がアンケートの整合性を検証したのか。

○スポーツ振興課長

アンケートについては検証しており、中高生の 55.9%がスケート場として残すと回答しており、結果自体は重く受け止めているが、コンサルタントの最終的なまとめは様々な検証データから導かれており、その回答のみをもって判断すべきものでもないと考えている。市民アンケートも取っており、そのようなものも含め、全体の結果はしっかりと検証した報告書、方針決定につながっているものと思う。

○森谷委員

アンケートは教育委員会が作ったものか、外注したものか。

○スポーツ振興課長

アンケートは最終的にはコンサルタントで完成形を作り発送されたが、内容はコンサルタントと市でしっかりと協議をして作り込んだと認識している。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(30) 請願第 48 号 市立体育施設の利用環境改善を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

執行部へ確認したいことがあるか。

(「なし」という声あり)

(31) 請願第 49 号 いじめ防止及び人権教育の強化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

いじめとか人権とか言うと、どちらが悪くてどちらがかわいそうであると決めつけられるきらいがあるが、反対もあることを考えて進めてほしい。私のように、答えにならないようなことを窓口で話されると、胃に穴があくような思いをする。市職員が私に対してハラスメントを行っているのと同じである。市職員は正しい、悪いのは客であると何も議論しないではないか。双方向の考えで定められているのか。

○足立委員長

執行部へ確認をしたいことがあるか。

○遠藤副委員長

執行部で、市民にカスタマーハラスメントやいじめられていると取られるような事象があった、経験がある方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

○遠藤副委員長

結構いる。挙げられない人もいると思う。

○森谷委員

公平に認識しなければいけないが、現状のルールでは、お互いにいじめがあった可能性があるスタンスでルールが定められているかどうか確認したい。

○人権同和教育室長

令和5年に人権を尊重するまちづくり条例を制定し、家庭や職場、学校、地域、インターネット上等、社会における全ての場所と場面で、不当な差別、いじめ、虐待、体罰、ハラスメント、その他の人権を侵害する行為はいけないと禁止している。

○森谷委員

相互にいじめの可能性があると認識したルールが決まっているということか。

○人権同和教育室長

ルールは細かく決まっていらないが、そのような行為は禁止と条例に定めている。

○森谷委員

県知事選に出て、政見放送で、飲酒隠ぺいを久保田市長が行っていると言ったが、誰も動かず、私がお金を使い何やっているのかと思われ、これもパワーハラスメントである。飲酒運転があったことは誰でも知っているのに隠し、適正に行われていると言う。私もパワーハラスメントを受けている。誰でも加害者側と被害者側になるスタンスで決められているのか。

○花田委員

子どもの権利でもいろいろ言われているが、ハラスメントに関しては、受け手側がどれだけつらい思いをしたかということに由来すると思う。一番立場の弱い、自分でどうしようもない側が受けたつらさ、そのことを声に出せないという状況をなくしていこうというのが、現在のハラスメントに対する人権教育やいじめ防止の考え方の基本であると思っている。先ほど言われた状況については、ここで話すべきではないと思う。

当該請願について、認識がまだまだ甘いところが大人にも子どもにも全体にあることに立ち、取組強化が必要であるという趣旨だと思う。いじめ防止対策の実施状況として、学校側に特化した部分になるかもしれないが、学校側としてどのような対策をしているのか教えてほしい。

○学校教育課長

基本的に毎年度、浜田市いじめ防止基本方針を教育委員会で定めた上で、学校にいじめの対応をしている。基本的に未然防止の部分と起こった後の対応を含めて行っている。学校でのいじめの定義は法律の中で決まっており、一定期間の人間関係性が

ある中での暴力や言葉等による心身への苦痛と定義されている。その上で、具体的に日々の健康観察、心理的なアンケートを行うとともに、教育相談を踏まえ嫌な思いが出せるようにし、実際に起こった事案については迅速に対応することで、長期的な欠席にならないように早急に対応する取組を進めている。

○遠藤副委員長

市職員は公務員であり、市民のために働かなければならないが、度を過ぎた市民からの恫喝や、家庭訪問での怒鳴りつけ等の相談をもらう。そのような職員がいることをきちんと把握しているのか、どのように守っていくのか。当該請願で防止策の強化とあり、現在の守り方では足りない部分があると思う。私が関わっている件に関しては、かなりひどい市民からの恫喝があり、僕自身も経験した。職員を守るために、どのような対応をされているのか聞かせてほしい。

○副市長

年1回定期的であるが、自己申告という制度があり、現在の仕事の状況や悩み等も書いてもらい、所属の職員は見ることなく人事課や私たちが見て対応する。ただ年1回であるので、あとは所属長のヒアリングで状況を聞き、それを人事課がヒアリングする等している。これ以外にも随時、人事課が相談を受け、メンタルで休む職員もあり、その場合は必ず人事課がどのような状況で休んでいるのか等を聞き、復職しやすいように職場を変える等いろいろな方法で行っているつもりであるが、まだまだ足りない部分はある。

○遠藤副委員長

強化を求める請願なので、強化をお願いしたい。結局、担当が変わっても窓口に来る人は変わらない。つまり、担当になればなるほど、皆疲弊していき、そこの課には行きたくないとなっていくと思う。助けるような仕組みは現在ないと思う。受け手が変わってくれないと何も変わらないと思うので、今後、議会等でカスタマーハラスメント条例等が策定される際に、市としては、刑事罰、罰金といったところまで設け、職員を守っていかなければいけない。副市長は、そのような対応をする考えはあるのかについて、はいかいいえで結構であるので、よろしく願います。

○副市長

ハラスメント条例を策定したく、来年度に向け準備に入るように指示している。またクレーム対応が必要な場合は、基本的には管理職で対応するようにしているが、管理職は常に職場におらず係長が対応する場合もあるが、管理職がいるときは必ず管理職が窓口で対応するように指示している。

○森谷委員

策定しようとしているのは、カスタマーハラスメントのみの条例か。それでは足りない。職員がおかしいことをした場合の対応も含めなければいけない。職員にも、おかしい人はいる。そのような事実を把握した上でルールを策定しないといけない。

○足立委員長

意見として受け止めた。

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(32) 請願第 50 号 工業用水道会計に関する中国電力との合意書の調査を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

工業用水道会計は上水道会計とは別にあり、4 億円とか 5 億円とか非常に利益が出て資金がたまっており、それを動かそうとするときに、中国電力の合意が必要であると言われた。トヨタ自動車の下請会社が 100%トヨタの仕事をしているとしても、そこでたまった資金について、トヨタの社長に「この資金を動かして良いか」と聞かなくても、自社の資金は独自に使えるに決まっているが、工業用水道会計については、中国電力に伺いを立てて許可をもらわなければならないような合意書がある。それ自体がおかしいことであるが、担当者がそのことをおかしいと思わない程度の認識しかない。10 年か 20 年前の各時代の担当者が作ったものであると思うが、そのまま独り歩きしている。

また、5 番の「必要に応じ監査委員に調査を要請する」について、右田さんという監査委員事務局長が水道管理課長へ異動している。監査していた人が上下水道部へ異動し、上下水道部にいた人が監査委員事務局へと互いの部署を行き来しており、監査機能が果たせるはずがない。人事異動は適正に行っているとのことであるが、ある部長の部署で監査を行い、何か不正が見つかった場合に、監査事務局の職員が、その部長の部下として異動するかもしれない。これでは監査機能が成り立っていない。

この辺りと合意書のこと、ずさんすぎるところがあり、きちんと行うことを求める請願である。

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

合意書は存在するのか。

○水道管理課長

存在する。

○森谷委員

内容については、どのような効力があると認識しているのか。

○水道管理課長

効力としては、あくまでも顧客と工業用水道事業を運営している上下水道部との約束事であり、その関係での効力はある。他の法律などを超えての効力はないと考えている。

○森谷委員

「約束事としての効力がある」ということは、効力があるということである。約束事としての効力はあるけれども、ほかへの効力はないというのは矛盾した言い方だと思うが、もう少しすっきりした説明を求める。

○水道管理課長

剰余金の処分について、地方公営企業法に、議会の議決があれば処分できると規定されている。議会がそのような議決をされた場合に、合意書があるからできないということを使うものではない。

○森谷委員

合意書の存在自体が、言われた部分について必要ないものであると思う。ことさら矛盾するようなことが決められているものがあると聞こえたが、そのようなことで良いか。

○水道管理課長

矛盾しているというのではなく、顧客から、工業用水道を利用する料金を支払う自分たちが支払ったもので積み上がった利益を、ほかに回さないでほしいという要望に応じて作成したものである。運転資金として必要がある範囲で使うものという認識であり、矛盾があるとは考えていない。

○森谷委員

設備投資をするときは、そこから資金を用意するという合意書ではなかったか。運転資金というのはおかしい。

○足立委員長

当該請願は合意書の中身を議論するものではないので、そこを踏まえたやり取りをお願いします。

○森谷委員

結局、課長もよく知らず、最初は見つけることもできなかった合意書の存在自体が、意味のないものを存在させているのであれば、その部分だけは合意書から外せば良いだけの話であると思う。存在し続けることが、次の担当者が誤解する原因になるのではないか。

私が調べたところ、中国電力は、監査法人であるトーマツに、資金を動かせるかどうか聞き、動かすことに問題はないと答えている。市は県の市町村課に動かして良いのか聞き、当然動かして良いと答えているのに、なぜか合意書を作っている。

三隅町の発電所は、井戸水の取水が間に合わなくなるということで三隅町が依頼をされ20億円で建設したものである。頼んで建設させたのに、9割は出すが1割は三隅町が出す、とんでもない約束から始まっている。60円であった単価は、2号機ができた途端に1キロリットル当たり30円にした。本当に不透明なことがたくさんあるので、誤解を受けるようなものは削除したほうが良いと思うという意見である。

○足立委員長

意見であるので答弁は不要である。

当該請願は、文章を読み解いていくと、合意文書の調査を議会側に求めていると

思うが、そのような認識で良いか。

○森谷委員

議会に対しての請願であり議長宛てになるから、そのようなことになるが、自ら襟を正すのは自由であると思っている。

○足立委員長

議会に対し、合意書の調査をするか否かを求めている請願であると受け止めているが、良いか。

○森谷委員

良い。

○芦谷委員

合意書について市民への説明が十分でないという趣旨だが、どうか。

○水道管理課長

情報開示請求があれば開示するので、十分ではないという認識はない。

○森谷委員

情報開示請求をすれば市民が分かる、市民への説明であるというのはおかしいと思う。普通は情報開示請求をしないから、説明を受けていないことと同じでないか。

○足立委員長

意見として受け止めた。

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(33) 請願第 51 号 工業用水道会計における利益剰余金の根拠調査を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

利益剰余金の説明であるが、単なる利益の積み重ねである。中国電力と、あと 1 社ぐらいの売上先である。原価回収とあるが 2 号機ができた途端に単価 60 円が 30 円に減らされ、原価回収の整合性がない。1 日の水量が 5,000 キロリットルから 1 万キロリットルに 2 倍に増えたのに単価は 2 分の 1 になり、結局、売上は同じでおかしいだろう。市民に理解可能な形で説明資料を作り、必要に応じ、専門家の意見を聴取してほしい。資金移動について、監査法人、市町村課は問題ないとのことだが、合意書は中国電力の承認が必要と書いてあり、2 号機ができたときに値下げをしすぎであると思う。中国電力が来る度に「安い値段で提供してもらい、ありがとうございます」という挨拶があるとも聞いたことがある。4 億円の根拠、その他の単価の根拠をもう少し理解できるように、きっちりやるよう求める請願である。

○足立委員長

執行部に確認したいことがあるか。

○森谷委員

2号機ができた瞬間に、1キロリットル当たり60円の単価が30円に値下げされたのは事実か。

○水道管理課長

事実である。2号機ができたことにより、契約水量が5,000トンから9,500トンに増加し、利益が見込めるということで単価を下げた。

○森谷委員

上水道では、水道を多く使っても単価が下がることはない。当たり前みたいな考え自体に不自然さを感じるが、理由は分かった。

改修があり、1億円かかる場合、中国電力が9,000万円、三隅町（浜田市）が1,000万円支出する案割合になっていると聞くが、そのとおりか。

○水道管理課長

そのとおりである。

○森谷委員

理由は明確に書いてあるのか。

○水道管理課長

工業用水道事業を運用開始した当時の三隅町時代に協議書を交わしたものに書いてある。

○森谷委員

工期に間に合わず、本来、中国電力が100%、20億円全額支出するはずのものを、三隅町に依頼し1割ほど自腹を切ることになったことは不自然であることも併せ、現状を説明してほしい。

○水道管理課長

三隅町が負担した部分について、中国電力が支払う水道料金で回収していく運営をされていると思っている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(34) 請願第52号 工業用水道会計の再監査を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

以前3人の人件費が払われ、1人は別の部署の職員の人件費を支出していた。私が指摘したが、当時の監査報告書には「企業努力で3人の職員を1人削減した」と努力したように記載があり、監査報告書としてあるまじきことである。

また、監査委員事務局にいた職員が上下水道部に異動し、上下水道部にいた職員が監査委員事務局に異動になる。互いの部署を行ったり来たりで監査機能が果たせる

はずがない。自己監査は厳格に禁止されているのに、人事異動で適正に行っているから良いという訳の分からない理屈で行われている。再監査について、一般質問をしたら、再監査はしないとの答弁であった。

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

違う部署の人件費を支出していたことについて、監査報告書では企業努力のように報告していたこと自体、信ぴょう性がないように思うが、自己監査に当たるようなことが認められる体制になっているのかと理由を聞きたい。

○監査委員事務局長

当時、私が工業用水道を担当していた。利益剰余金の処分及び事務報告書について、決算を受けている。立場が変わり、当時の資料を見ることはないが、現在は、現職務において自分の職責を果たしていると思う。

○森谷委員

自己監査は、おかしいに決まっている。現状のルールは、どうなっているのか。

○監査委員事務局長

監査には、代表監査委員と議選監査委員がいる。その命を受け、事務を補佐する形で事務局職員として属しているので、実際に監査を行うのは代表監査委員と議選監査委員である。自己監査は良くないと思う。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(35) 請願第 53 号 工業用水道会計の情報開示強化を求める請願について

○足立委員長

森谷委員から補足説明はあるか。

○森谷委員

監査は情報開示のことであるが、色を付けないで報告してほしい。

また、契約内容と単価について、水量が倍になったから単価を半分にするのはおかしい。電気料でも水道料でも、倍使ったので安くするなど聞いたことがない。根拠をきっちり示すよう求める。

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○森谷委員

水道会計について、利益を同じにするよう売上が倍になったから単価を半分にする調整をしたとか公務員のイメージである。公営企業であるから、企業が意味もなく単価を半分にする必要はない。中国電力の場合は、1号機、2号機で同じ原価がかかって良く、必要がないのに単価を半分にして損益計算をするのは、住民監査請求もの

かみしれず、市に損をさせている。単価を安くして正当であるというルールは、どのように決められているのか。

○水道管理課長

単価 30 円で運営しながらも毎年利益は上がっているため、市に損失を与えているものではない認識である。

○森谷委員

市に損失を与えている。本来の利益が5,000万円になるはずが、1,000万円、2,000万円になっていると、損失を与えていることになる。その認識はどうか。

○水道管理課長

もっともうけてほしいというエールと受け止めるが、公営企業は民間の企業と違い、利益を出せば良いものではなく、必要最低限の利益を出しつつ運営をしていくので、現在の利益が上がっている状態で十分という認識である。

○森谷委員

どこに定められているのか教えてほしい。

○水道管理課長

地方公営企業法第3条に、「経済性の発揮と公共の福祉の増進を目的に」と定められている。

○森谷委員

公共の福祉の増進の公共は、中国電力側ではなく浜田側である。福祉とはサービスである。サービスを増進するために資金が多くかかるから資金を得るというのは、逆に判断している。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

暫時休憩する。

[15 時 00 分 休憩]

[15 時 11 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

請願の審査は以上になるが、請願の採決は、委員会の冒頭で、議案の採決の後に行うことに決定しているので、後ほど行う。以上で議題1を終了する。

2 陳情審査

○足立委員長

本委員会に付託された陳情2件の審査に入る。陳情の審査に当たり、執行部への質疑はあくまでも審査の参考とするための現状の事実確認にとどめてほしい。執行部も、

意見や見解を述べるのではなく、簡潔明瞭に答えてほしい。

(1) 陳情第1号 災害時における避難場所（小中学校の体育館）へのエアコン設置の陳情について

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

市内の小中学校の体育館でエアコンが設置されている箇所はあるか。

○教育総務課長

場合によって可動式のスポットクーラーを持って行っている学校はあるが、備え付けのクーラーは、市内の小中学校にはない。建設中の美川小学校は、スポットクーラーの備え付けを設置する。

○岡山委員

これまでエアコンが設置されなかったのは、費用面が要因か。

○教育総務課長

費用面が大きいところである。

○森谷委員

足りないところに設置するといくらかかる試算になるのか。

○教育総務課長

エアコン自体は、1校2,000万円弱で設置できるが、電源についてキュービクルの設置の可否は調査しないと分からない。エアコン代だけであると、22校掛ける2,000万円とすると4億4,000万円である。別途、工事代やキュービクル、断熱効果の工事がかかる。

○森谷委員

現状の試算で、5億円から10億円ぐらいという認識で良いか。

○教育総務課長

正直、5億円は厳しいと思うが、10億円あれば、足りると思う。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(2) 陳情第2号 図書館司書の正規職員化の陳情について

○足立委員長

執行部へ確認したいことがあるか。

○岡山委員

図書館司書が正規職員になりたいとか、最初から正規職員待遇という事例があれば教えてほしい。

○教育総務課長

司書を募集する際に会計年度任用職員で募集しているので、直接正規職員希望の話は聞いてはいないが、事務職の正規職員が中央図書館におり、1名は司書資格を持つ。業務としては事務を行っているが、アドバイス等は司書と一緒にしていると聞く。

○森谷委員

希望があるかと聞いた場合と、待っていて希望ないでは、正確な情報がない。希望がないというのは、どのような情報収集の結果、認識をしたのか。

○教育総務課長

「正規職員になりたいか」とこちらから聞いたことはない。毎年、面談はしているが、正規職員制度がないので、司書には聞いていない。要望を伺ったことがないところの認識である。

○森谷委員

正規職員にした場合と、会計年度任用職員にした場合とで、年間の給料はどのぐらい違うのか。

○教育総務課長

正規職員の場合、年齢に伴って上がっていくが、会計年度任用職員の場合は年齢で変わらないので、例えば18歳で入られた時点では給料的には変わらないが、年齢とともに正規職員のほうが高くなっていく状況である。

○森谷委員

40歳の人が入って5年目と、正規職員45歳で、ざっくりどのぐらいなのか。すごく違うのか、似たり寄ったりかを知りたい。

○教育総務課長

会計年度任用職員であると、300万円とか320万円という年収になっているが、正規職員がどの時点でそれを上回るかというところが、申し訳ないが、分からない。

○足立委員長

広報はまだにおいて、浜田市の平均年齢と平均年収があったかと思う。いいかげんなことは言えないので、後ほど調べれば分かるが、多分500万円前後ではないか。ざっくりとした差で言うと200万円前後ではないか。

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

陳情の審査は以上になるが、陳情の採決は、委員会の冒頭で、議案の採決の後に行うことに決定しているので、後ほど行う。

本委員会に付託された市長提出議案7件の審査に入る。

3 議案第75号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

浜田市の奨学金審査委員は何人ぐらいでどのような人が審査するのか。

○教育総務課長

識見者3人以内、教育関係者2人以内ということで、学校の校長先生、PTAの代表者と、商工会議所から5人、出席してもらっている。

○串崎委員

改正前は貸与及びというような項目を使っており、改正後は認定等となっているが、これについてはどうか。

○教育総務課長

改正前については、審査委員会で浜田市奨学金と山藤功奨学金の二つの審議をしてもらっていたものを、この度新たに益井俊雄奨学金条例を制定したので、今まで二つ審議してもらっていたのを、浜田市奨学金と山藤功奨学金と益井俊雄奨学金の三つの審議をお願いする改正である。

貸与、給付含め一括して認定という言葉でくくらせてもらったものである。

○足立委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

4 議案第78号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

○総合窓口課長

浜田市印鑑条例について、この度、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国の示した標準仕様書の運用に合わせるなど、条例中の文言を一部改めるものである。

なお、システム標準化への移行スケジュールが延期となったので、条例の施行日を当初令和8年1月1日としていたが、規則で定める日と訂正を行っている。

新システムへの移行延期については、DX推進課のシステム担当課長から補足説明を行う。

○DX推進課システム担当課長

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、国の示す標準仕様書に準拠したシステムへの移行作業を進めているが、移行スケジュールを変更する。

変更の理由としては、令和7年11月17日から実施している住民情報システムの検証作業において不具合が確認されたことから、移行スケジュールの見直しが必要となったためである。稼働の予定日は令和8年3月下旬としている。

対象の業務としては、こちらの記載にある12業務となっている。

その他として、現在の住民サービスに影響はないが、新システムで導入を予定し

ていたe L-Q R 公金収納については、開始時期が延期となる。

○足立委員長

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

5 議案第 81 号 浜田市益井俊雄奨学基金条例の制定について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

概要の 2 番目に、「最も確実かつ有利な方法により、保管する」と書いてあり、その下に「最も有利な有価証券に代える」という文言があるが、有価証券に代えるということか。1 番と 2 番一緒に書いても良い感じもするが、どのようになっているのか。

○教育総務課長

実際の運用については会計課で行っているが、1 は保管で、2 についてはできる規定になっているので、「最も確実な有利な方法により保管する」、2 については「その方法を有価証券に代えることができる」という説明になっているので、意味合いは一緒だが、保管するのが有利な方法で、その方法で有価証券にすることができるという規定になっている。

○足立委員長

ほかはないか。

(「なし」という声あり)

6 議案第 82 号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

議題 10 の(2)の執行部報告事項も関連するので、併せて説明をお願いします。

○保険年金課長

資料の「3 医療費助成制度の拡充」の左側の表で説明する。子ども医療費助成事業は、県の制度では中学生以下が助成対象となっている。表に記載の県制度の自己負担額を窓口負担の上限とするものであり、助成額については市と県で2分の1ずつを負担している。当市においては、この県の制度に上乘せして独自で助成を行うことにより、中学生以下の完全無償化を実施している。

高校生年代においては、市の独自助成のみで入院と薬局等は無償としており、通院についても、表に記載の市独自制度の自己負担額が窓口負担の上限となるよう助成をしている。

令和 8 年度以降は右側の表のとおり、市の独自助成の対象を拡大し、高校生年代の通院医療費も無償とすることにより、高校生年代までの完全無償化を実施する。これ

により、保護者の経済的負担を軽減するとともに、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てる環境づくりに取り組む。

○足立委員長

委員から報告事項に関する質疑はあるか。

○森谷委員

移行することによって、予算はいくらかかるのか。

○保険年金課長

高校生の通院医療費の無償化分として、約700万円の増となる。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

議案の質疑を受けたい。委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

7 議案第83号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

8 議案第84号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

9 議案第89号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）

○足立委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○串崎委員

共同生活と書いてあるが、一軒家を借り切って何人ぐらいで生活しているのか。

○旭支所市民福祉課長

木造平屋の建物になる。6 部屋の個室があり、中央にリビングがある設計になっている。集まって談話などができるようになっており、トイレと風呂は共同になっており 6 人になる。

○足立委員長

ほかはないか。

(「なし」という声あり)

以上で議案審査を終了した。採決は後ほど行う。

10 執行部報告事項

○足立委員長

5 件ある。まず、執行部から提出に至った背景やポイントなどを説明してもらい、その後、委員から質疑を行う。

説明、質疑、答弁については簡潔明瞭に願います。

(1) 浜田市医師会との看護職員確保対策事業について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療対策課長

看護職員確保対策については、浜田准看護学校が閉校になることに伴い、この圏域から看護人材がいなくなる事態を招かないようにすることが重要という浜田市医師会との共通認識のもと、市内の看護職員の充足を目的に事業の見直しを検討してきた。

浜田市医師会の協力のもと、新年度から事業を拡充し、その予算を3月の定例会議において計上する予定としているが、看護師を目指す高校生らに早めに周知を行い、利用の促進を図っていきたい考えのため、まずは本委員会において事業の概要を報告する。

1の修学資金支援制度の拡充についてである。

これまで、浜田医療センター附属看護学校と准看護学校の学生を対象に実施してきたが、この対象を市外の看護師、准看護師、助産師養成機関に進学した市内出身の学生に広げる予定としている。

検討内容については記載のとおりとしているので、見てほしい。

次に、2の新たな支援策としては、看護師確保に取り組んでいる医療機関に対しての支援や、浜田市で働く看護職員に対しての支援を検討している。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○遠藤副委員長

返還免除要件が今までも、例えば3年間市内の浜田医療センターで働いたら返還免除返という仕組みがある。現状、3年間は浜田医療センターで働いて、皆出ていかれている。この縛りを少し考えて工夫していかないと、結局ある程度一人前に近づき、

今から育っていく若い世代がどんどん県外に出て行っている要因の一つが、3年しか捕まえておけない。私の知っている子は「3年我慢して県外に出る」と皆言っている。この制度を本来そのような形で使われたくはないと思うので、より残っていたほうが得とか、浜田医療センターでの働きがどうか、看護師の処遇改善とかをくすぐっていかないと、毎月5万だけ支援して3年で出ていくルーティンができてしまっているの、今後、工夫が必要だと思う。意見と提案である。

○健康医療対策課長

この度、免除期間を、浜田市では貸付期間の2倍働くことによって貸付額が免除になるということにしているが、今回検討内容として、その2倍を少なくする、働いてもらう期間を少なくする方向で考えている。

その理由としては、現在、浜田医療センターにも独自の貸付制度があり、働いた期間イコール貸付金額の年数で、浜田市の半分で行われているが、検討するに当たり、医師会、浜田医療センター、浜田医療センターの看護学校の先生から話を聞くと、2倍の縛りが大きすぎて貸付けをされずにほかのところに出てしまう学生が多い。

浜田医療センターの場合は年数分だけだが、浜田市の貸付けをされている学生と浜田医療センターの貸付けをされている学生を比べると、浜田市のほうが離職される率が多いのでこの要件は緩めてほしいと聞き、実態としてそうであるならば、浜田市も本来なら倍にして多く働いてもらいたく、今まで2倍でさせてもらってきたが、実際現場の声が、先生が言われるとおりであれば、要件を緩めて2倍よりも少なところで検討している。

やめられる学生、看護師も多くいるという話もあるが、浜田医療センターに言わせると、まずは貸付けをして入ってもらい、それから医療センターがやめないような努力をしていくという話で聞いているので、今回そのようにさせてもらった。

○岡山委員

医療機関に対する支援等に新規で取り込まれることについて、具体案があれば教えてほしい。

○健康医療対策課長

県外から学生、看護職を呼び込んでもらったら、呼び込むのに面接や学校に行つて話を聞く費用もかかるかもしれないので、積極的な取組をしたところには、医療機関に確保支援金を払うようなことを検討している。

○森谷委員

類似施設として、リハビリテーションカレッジ島根は対象にできないのか。

○健康医療対策課長

今回はあくまでも看護職なので、リハビリテーションカレッジ島根の専門職については対応していない。

○足立委員長

ほかにあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 浜田市子ども医療費助成事業の拡充について

○足立委員長

議題 6 の議案第 82 号の浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例についての議案審査の際に説明済みのため、次に移る。

(3) 浜田市本庁・支所を結ぶオンライン窓口の導入について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○総合窓口課長

オンライン窓口については、各支所の地域住民の移動負担の軽減と利便性の向上を目的として、Web会議ツールを用いて最寄りの支所で本庁と同等の窓口サービスを受けることができるサービスである。

令和6年5月から全支所で試験的導入を行い、利用者の満足度も高く、一定程度のニーズがあると認識し本格導入に至った。今回導入するシステムは書画カメラやマイク付きヘッドホンを設置し、本庁の担当職員がオンライン画面を通して支所の住民対応を行うことができ、機器の操作は支所の職員が手伝うので、安心して利用してもらえる。

運用の開始は令和8年1月で、住民利用として各支所市民福祉課窓口、本庁職員対応として資料にある3対象業務に担当課として記載している部署へ、機器の設置を行う。対象業務の内容についても掲載している。委託事業者は公募型プロポーザル方式で、ニシム電子工業株式会社を選定し、現在運用開始に向けて準備を行っている。詳細については、ホームページ、広報、ケーブルテレビ、各地域の地域協議会などでの周知に努める。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

委員として質問する。

オンライン窓口を導入するに当たり、住民側のサービス向上は当然であるが、職員の負担軽減と職員の人員配置の変更も出てくると思うが、来年の1月からいきなり職員が減になることはないと思うが、将来的に支所の職員数が当然減ってくると思う。そのような計画はいつから実行される予定なのか。

○総合窓口課長

今回のオンライン窓口の目的自体は人員配置の削減という目的を持って計画したものではないので、支所の職員の人数は変わらないと考えている。

○足立委員長

ここに書いてある対象業務を、現在行っている支所の職員は、この仕事がなくなるわけである。横についてやる業務であれば、正規職員がついていなければいけない

理由が見当たらないが、それでも職員数は変わらないのか。

○総合窓口課長

正規職員を会計年度職員に置き換える方向での話ではなく、支所の職員がつくことについて、似たようなシステムを導入している自治体はたくさんあり、実際職員がそばについていない状態でシステムを運用しているところは、すごく稼働率が悪い。誰も取り残さないというDXの構想があるが、機械の操作が苦手な方でも気軽に使ってもらえるようなところを目的として設置しており、また、支所窓口の業務の分野は多岐にわたる。昔はベテラン職員がたくさんいて何でも対応できる状況があったが、最近の人員配置やベテランの職員の退職に伴い、業務の内容に精通していない職員の配置、窓口の業務をしたことがないが支所の窓口配置という背景もあり、来庁者に寄り添い窓口対応することで、対象業務の知識の習得にもつながると考えている。

○足立委員長

本庁とつなぐことにより、支所の業務は絶対に減ってくるはずである。その業務を担っていた職員はほかの業務を行うか、その時間が余るはずであり、そこに1人を配置する必要はなくなる。本庁の人員も不足している現状において、DX導入で人員配置は変えず住民サービスは向上するとなると、費用をかけているだけで、支所の職員が減らないとおかしい。

○副市長

足立委員長の言うことはもっともである。一部試行で行っていたが、今回1月に本格導入する。市長もDXをどんどん取り入れて事務の効率化、人員配置の見直し等をやりたいと言っているので、一部に入ると思うが、このことだけでなく、DX全体で取り組んでいく。正規職員を会計年度職員に変えるやり方もあるし、1人人員を減らすこともあると思う。その辺は支所の全体の業務、本庁の業務を見ながらDXを利用した適正な配置をしていきたい。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○芦谷委員

周知について、広報、ケーブルテレビ、各地域協議会とあるが、行政連絡員にもあったほうが良いと思うがどうか。

○総合窓口課長

必要ということなら浜田地域はないが、旧那賀郡の地域へ、市民福祉課を通して広報活動を実施する。

○足立委員長

ほかにはないので、質疑を終えたい。

(4) 浜田市立小中学校統合再編計画における石見小学校建設について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○教育総務課長

現在、浜田市内の小中学校については、令和4年10月に策定した浜田市立小中学校統合再編計画に基づいた計画的な統合再編を実施しているところである。この計画書には四つ統合再編計画を挙げており、一つ目の雲雀ヶ丘小学校と原井小学校の統合、二つ目の第四中学校と第三中学校の統合は既に完了しており、現在三つ目の令和9年4月から供用開始予定の美川小学校の建て替えを行っているところである。四つ目に石見小学校の単独建て替えを挙げているところであるが、この度その建設計画について内容を見直すこととした。

見直しが必要となった背景、理由は、大きく二つある。一つは、想定を大きく上回る児童数の減少がある。計画策定時の令和4年度においては、令和8年度の児童生徒数は3,426名になると推計をしていたが、今年10月時点で推計したところ、3,283名と想定よりも143名下回っている現状である。石見小学校の実数で言うと、令和4年度は358名の児童数が今年度は299名と16.5%減少している。出生数についても大きく減少しており、令和3年度に年間302名の出生があったものが、令和6年度は241名と2割以上の減少となっており、今年度の出生数については令和6年度をさらに下回る見込みとなっている。もう一つは、行財政改革推進課において、公共施設等総合管理計画を改定しており、併せて公共施設再配置実施計画も改定予定となっている。計画における公共施設の中には学校施設も含まれており、今回改定される計画内容と学校統合再編計画とは整合が必要と考えている。これらを踏まえ、今回、石見小学校の単独建替について見直すこととしたものである。

見直しに当たっての課題だが、検討が必要な課題2点を挙げている。1点目、校舎の大きさ、規模感だが、これまでの計画通り石見小学校のみの児童数の規模とするか、または統合再編を見据えた児童数の規模とするか二者択一となる。2点目、学校の立地場所である。現在の石見小学校の敷地とするのか、現地付近の他の用地とするのか、現地付近にこだわらず市内の他の用地とするのか、または現在ある他の施設を改修し利用する四つが考えられると思っている。

3点目、今後の石見小学校の建設計画予定だが、当初予定していた令和8年度からの基本設計着手は見送るが、先ほど説明した二つの検討課題の整理が終わり次第、改めて石見小学校の建替に着手する予定としている。

市内の小中学校はいずれも老朽化が進んでいるが、建設順位については現在建設中の美川小学校の次に石見小学校に着手する方針は変更ないので、二つの課題の早期の解決に向けて努める。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○遠藤副委員長

今後の検討になっていくと思うが、計画再編に当たり、我々が関わっていけることは多々ある。市単独で決めていくわけではなく、話し合いが行われて、松原小学校と統合したほうが良いと個人的に思っているのもので、そのような可能性も含めて今後また

検討していく認識でよろしいか。

○教育総務課長

あらゆる可能性があると思っており、これに決めているというわけではなく、全ての可能性をこれから検討していきたい。

○足立委員長

暫時休憩する。

[16 時 01 分 休憩]

[16 時 10 分 再開]

(5) 水道料金改定に係る答申について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○水道管理課長

令和 6 年 10 月に上下水道事業審議会に諮問していた水道料金の改定について、11 月 21 日に答申があったので報告する。

給水人口の減少に加え、簡易水道統合による国の支援も令和 10 年度にはなくなるため、水道事業経営が今後成り立たなくなる危険性がある。さらに、施設などの老朽化も進む中、計画的な更新が求められている。

こうした背景の下、水道水の安定供給のため健全な経営を維持する必要があることから、水道料金の増額改定の必要性を認め、平均改定率 34.5%、改定時期を令和 9 年度とする答申となっている。

答申に当たって、付帯意見が 4 点付されている。1 点目は、この度の改定により、とりわけ負担感の大きな生活困窮者や水を多く使う水産関係事業者、介護施設については福祉や産業振興の観点から影響を見極めた上で、負担軽減策を適宜実施すること。2 点目は、答申を受け、市としての方針を決定する際、改定率や改定時期が答申と異なる決定となった場合に生じる減収分は、将来の水道料金改定に影響しないよう一般会計から財源補填すること。3 点目は、人口減少の中にあっても持続可能な水道事業の実現に向けて、抜本的な経営体制の見直しを検討すること。4 点目は、この度の料金改定を分かりやすく周知することとなっている。

なお、資料として新料金体系や経営見込み、使用者への影響をモデルで示したものを付けている。答申を受け、今後市としての方針を決定する。

○足立委員長

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

○森谷委員

これは質問してはいけないとか言われるかもしれないが、水道をたくさん使うと、工業用水の場合は値段が半分になったが、この上水道の場合、たくさん使うと単価的には下がるのか。

○水道管理課長

上水道の方はもう経営がぎりぎりの状態になっており、たくさん使ってもらうことは経営には助けにはなるが、経営をすごく助けるような施設の更新とか、運転資金が賄われるような状況にはないと思う。

○森谷委員

ここの基本料金みたいなのがある。私はアパート経営をしているが、2 か月に一つの基本料金なら分かるが、入退去があった場合にその都度基本料金が徴収されるが、それはいまだにそういう状態なのか。

○水道管理課長

現在の条例ではそうなっている。

○森谷委員

Aさんが5日に退去されて基本料金を払う。私が掃除に入って水道を使ったって基本料金払う。15日に新しい人が入ったと。新しい人も基本料金払う。ここで3回払わなければいけないみたいなことについて、すごく不満である。整合性がないといっても決まっているからだと言ってしまうが、これらはそのまま焼け太りみたいな形で上げるのだったら、上げるなりにおかしいところもこの際、整合性を付けたほうが良いと思うが、どうか。

○水道管理課長

確かにおっしゃるとおりが、ただいま現在、料金体系となっている。この度の答申を受け、今からどういう方針でいくかというのを決定していくことになるが、その中で基本料金の在り方というものも検討していかないといけないというふうには認識している。

○森谷委員

ぜひ、認識を外に、検討する人に対して与えてほしい。心の中だけだったら分からないから、よろしく願います。

○足立委員長

意見として受け止めた。

○遠藤副委員長

昨今、物価高と叫ばれている中、34.5%という数字は各家庭のかなり大きい負担になると思う。やむを得ないのは理解している上で尋ねるが、段階的に引き上げるいう方法は取れないものか。

○水道管理課長

前回の料金改定するとき、3年間に分けて段階的に値上げしてきた経緯があるので、そういった方向も考えた上で、決定したいと考えている。

○森谷委員

10年か15年か前に水道料金の改定があって、浜田市は2,500円ぐらいで、管路などが古くなっているから、少しずつ上げるのはよくないので、一遍に4,500円にして、その資金で修繕してはという話を当時の上下水道部長と交わした記憶がある。4,500

円ととか払わない代わりにどこかに水をくみに行けと言われてたら、大変だと思う。もう少し値上げして、その代わり施設を早めに更新する方向が、月 1,000 円ぐらいでは生活に影響ないと思う。水の価値とか有り難さを考えたら 5,000 円でも 6,000 円でもいいのではないかな。困っている人に対して少し安くしてあげるということでいいと思うが、基本料金の整合性がないような二重取り、三重取りをきちっとしたほうがいいと思う。金を払うべきところには払って、きちっとやってもらう方針が望ましい。

○水道管理課長

今回 34.5%という答申が出ているが、諮問をした段階では 38%で諮問をした。審議される中で、物価高騰の中で市民も疲弊している状況がある中で、いきなり 38%は高いという意見、生活困窮者にも配慮する必要があるのではないかなという意見もいろいろ出たところである。付帯意見にも入っており、最終的に向こう 5 年間赤字が出ないところで経営していくぎりぎりのラインで 34.5%に答申をされたところである。今以上の値上げはなかなか困難であると思う。

○森谷委員

工業用水道の 4 億円を一般会計に移して、上水道に戻す形だったら市もトーマツも認めているわけだから、経常的には許されないと思うが、1 回の値上げ緩和であれば、そのような考えでされてはどうか。

○足立委員長

意見として受け止めてほしい。

委員としては発言する。水道料金の改定だが、今回こうした答申が出たということだが、前回の料金改定のとしまで、多分 10 年くらいスパンが空いていたような気がする。赤字にならないために料金改定はやむを得ないと思うが、水道料金は、市民生活で欠かせないものであるから、今回も途中で激変緩和を入れられると思うが、定期的に水道料金はこれから人口減少して、絶対に上げていかないとたないことは誰が見ても分かる部分だと思う。

これから先、計画的な値上げも一つ選択肢に入れておかないと水道会計が成り立たないのではないかなと思う。答申はそういった認識も含めて言われているのではないかなと思う。その辺を受け止めてもらい、料金改定を考えてほしい。

○水道管理課長

段階的に値上げしていくことも必要になってくる時期はやってくると思う。今回答申をもらった部分について、全国的にも水道料金の値上げは 5 年程度のスパンで見直しをすると日本水道協会が意見として出しており、全国の自治体が、おおむね従った形で 5 年をスパンとして料金値上げを考えていかないといけないと思い、全国的に値上げがされている。

当市も、今回 5 年間もたせるところで審議をした。現在、広域化の議論が進んでいる。5 年後、広域化の議論がもう少し進んでいる可能性もあるので、その辺のところも考えながら、いろいろ経営を考えていったらどうかという委員の意見もあったので、今回この答申を出されたところである。

○足立委員長

全国的な事例も含めて示してもらったが、全国と当市が唯一違うのは有収率である。有収率8割前後は県内で最下位という状況の中で、他市と同様の料金改定で行っていると、有収率の改善はできない状況だと思う。有収率を向上させる観点も入れると、計画的な料金の値上げは今後避けられないと思うので、しっかりとくんでほしい。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

(6) その他

(配布物)・浜田市人口状況 (R7.8月末～R7.10月末現在)

○足立委員長

配布物として、浜田市人口状況があるので、確認をお願いします。

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部からの報告事項について、12月17日に開催される全員協議会で説明してもらうものを決定するため、執行部に確認したい。

○地域福祉課長

執行部報告事項の中から、全員協議会に提出し説明したい案件は、(4)浜田市立小中学校統合再編計画における石見小学校建設について、(5)水道料金改定に係る答申についての2件である。

○足立委員長

執行部の意向のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

それでは、この2件について、全員協議会で報告を受ける。

11 所管事務調査

(1) 認知症高齢者の状況推移について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○健康医療対策課長

この資料については、介護保険の主治医意見書に書かれた日常生活自立度から見た認知症高齢者の状況推移を表している。日常生活自立度判断基準により、その状態に応じてIからMまで大きく五つのランクに区分している。区分Iは認知症を有しているが日常生活ではほぼ自立ができていて、II以上の人は日常生活に何らかの支障があり支援が必要な人となる。5年間の推移を見ると、認知症高齢者は要支援・要介護認定者数の減少と同様に年々減少傾向にある。表の太枠で囲った部分、IIからMは日常生活に何らかの支障を来した高齢者となるが、高齢者の割合は令和2年度62.9%、令和3年度62.4%、令和4年度63.3%、令和5年度62.2%、令和6年度

62.2%と、令和4年度を除きわずかながら減少傾向にある。

裏面は年齢階層別に日常生活自立度の状態に応じた高齢者の割合をグラフ化したものである。どの年齢層を見ても、区分割合の推移は5年間で横ばい状態であり、特徴的な変化は見られなかった。太枠で囲った部分、自立及びIは日常生活において自立ができている高齢者となる。

高齢者の割合は年齢とともに減少し、65歳から74歳までは50%、75歳から84歳までは45%、85歳以上では30%となっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

委員として発言する。これを見る限り、令和2年度が65歳以上、高齢者と言われる人数がピークだったという判断でよいか。

○健康医療対策課長

この5年間で見ると、やはり認知症高齢者については令和2年度がピークであったと思っている。

○足立委員長

高齢者人口は若干ながら減少しつつも、ほぼ横ばいに近かったと思うが、この数字を見る限り令和2年度から令和6年度に比べると300人程度減少している。この人たちが重度化した場合は浜田市の施設に入るか、もしくは他市の施設に入るか、そのような流れになっているという認識でよいか。

○健康医療対策課長

在宅で対応が難しいということであれば、施設に入所という形になろうかと思う。

○足立委員長

これを見る限り認知症の方が増えているとは言いがたい。場合によっては減少傾向ではあるという捉え方もできると思うが、浜田市が取り組んでいる介護予防という部分が効果的に発揮されているという受け止めか尋ねる。

○健康医療対策課長

もちろん当市では積極的に介護予防、認知症予防に取り組んでいるところだが、それとは別に、やはり元気な高齢者は増えており、また健康意欲、健康を重視するという高齢者が増えている。例えば生活習慣病の対策や健診をしっかりと受けるということを自らしており、認知症の抑制になっているものもあるかと思っている。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(2) 保育所(園)の公費負担について

○足立委員長

執行部から説明をお願いする。

○子ども・子育て支援課長

まず初めに、年齢区分ごとの1人当たりの入所に係る平均経費、この公費分について算出をしている。算出の方法は、各年度10月における年齢区分ごとの施設型給付費、委託費の総額をそれぞれの入所人数で除して算出した平均値となっている。公費分なので、保護者負担となる保育料は除いた数値となっている。上段が年齢別の月額を5年度分示している。それに12か月掛けた形で年額を示している。二つ目に、国、県、市の負担割合だが、国がおおむね2分の1、県がおおむね4分の1、市がおおむね4分の1の負担割合となっている。

3の市全体の総事業費と財源内訳である。この表の上の段は、認定こども園保育園分を含む私立保育所保育事業の事業費である。令和7年度の予算額で見ると22億3,817万円。下の段は、認定こども園幼稚園分を含む私立幼稚園保育事業の事業費が2億2,114万9,000円。合計で約24億6,000万円となっている。下にあるのは国費、県費、市費、保育料の財源内訳である。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

ゼロ歳児だけに補助する、保育園に行っていない人が75%、その人には出ていないが、行っていない人に対してこれと同額の補助をすると、どのぐらいの金額か。

○子ども・子育て支援課長

ゼロ歳児だけで計算はしていないが、4月1日現在のゼロ歳児の施設未利用者は175名となっているが、それにこの年額を掛けたものになるかと思う。

○森谷委員

280万円、これ1人ということか。それに175を掛けるということか。

○子ども・子育て支援課長

掛けると約5億円となる。

○森谷委員

浜田市が単独で負担しても5億円なわけか。国、県、市という感じで4分の1負担すると、1億5,000万円程度で済むというそういう感じか。

○子ども・子育て支援課長

国、県の負担があれば4分の1になるが、そこについては国、県の補助はないので、この5億をもしするとしたら、市が全額負担になるかと思う。

○森谷委員

本来は5歳児まで全部負担して6億円ぐらいの負担というふうに計算していたが、ゼロ歳児だけでも5億円ぐらいの負担だから、やっちゃって高市さんに見てもらおうような形で進めるのが良いではないか。そうすると、24万円もらえる。ゼロ歳児が毎月ということは、約300万円もらえる。課税所得として非課税にしないで、もらえば計算も簡単だし、そんな形で、浜田市がやっている和高市さんにアピールすること

で、国を動かす。何かやりがいもあるのではないか。そうすると、ちゃんとした会社に勤めているわけではないお母さんたちも、産後1年は300万円入るということは余裕ができる。余裕を持って、言葉がしゃべれない赤ちゃんの面倒を見るときにそれだけのお金があれば、随分楽なのではないかと思う。浜田市にはお金がたくさんある。

○足立委員長

提案に対する考え方について答弁があれば、願います。

○子ども・子育て支援課長

ただいまおっしゃったのは、家庭で保育をしている家庭にそれだけ補助したらどうかという提案かと思う。金額も毎年大きな財政負担が生じるし、現在のところ助成がないので、市が全額負担するようになる。それがまた一度始めると継続的にかなり大きな財政負担になるかと思うので慎重な議論が必要だと思う。家庭で保育されている世帯への助成については、いろいろな自治体で実際されているところもあるが、どういった形が良いのか、これからそういったことをしていく必要があるのかということについては、慎重に議論し検討したい。

○森谷委員

もう人口を増やすことができないから減らすのを抑えるために何十億とか使う予定にしている。神楽館を20億円で建てたり、経常的にランニングコストが1億円かかったり、駅前もトータルで20億円使ったら50億円。効果が期待できない。でも、これなら人口を増やすという効果が期待できるのではないかと思う。1年間に300万円働かなくてももらったらゆっくり子育てができると思う。病気をして、何言っているか分からないような状態の赤ちゃんに対してケアできる。年子が生まれたらまた300万円。浜田市にはお金がある。まず、ふるさと寄附によって24億円残っているし、ふるさと寄附で毎年3億円から4億円使える金がある。財政調整基金の借換えも含めると100億円近くある。ただ、早く使ってしまうと、ろくでもない箱物に使われてしまうから、こういうソフトに早く使ってお金をなくしたほうが良いのではないか。効果は明らかだと思う。

やりだすと継続的にと宗教みたいに考えているが、3年やるということで出発するなど、ぜひ積極的に考えてほしい。よく先進市の政策をまねするとかあるが、どこもやっていないのにやるのだから先進市なわけだから、その決断をとるという感じである。

○足立委員長

ただいまの提案は資料に基づいた提案なので、受け止めていただきたい。ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(3) 市税、法人市民税の推移について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○税務課長

まず、法人市民税の納税義務者数及び調定額の推移についてである。1番の納税義務者数の推移については、各年度末の状況について記載をしている。令和6年度の均等割課税法人は1,483法人で、5年前の令和2年度比38法人の減となっている。特に減少が大きい区分については、7号法人、資本金が10億円超で従業員数が50人以下と、3号法人、資本金が1,000万円以上1億円以下で従業員数が50人以下となっている。具体的にどういった法人なのかというと、例えば市内に支店や営業所があったのが撤退してしまったケースなどが想定される。あくまでも一例なので、この減少の数字が全てそういうケースということではない。

続いて、調定額の推移になる。令和6年度の法人市民税調定額は5億2,278万円で、令和2年度比約6,000万円の減となっている。令和2年度は新型コロナウイルスの感染が拡大し、令和3年度調定額に影響が現れた。また、令和5年度のところを見ると、色の濃い部分、法人税割額が大きく増額している。これは市内の企業において臨時的に需要が拡大し、法人市民税全体の調定額が引き上げられたものである。令和6年度にはこの臨時的な需要が減退したため、元の水準に戻っている。

公的年金収入額の推移についてである。各年度当初賦課時点の集計としている。記載の収入額は前年の1月から12月の数値となっている。令和3年度と比較すると、令和7年度は受給者数が1,430人減少しているが、受給総額は約4,000万円の増となっている。これは物価上昇に伴う給付額の引上げ、物価スライドがあった関係で給付総額が増えていると推測される。また、受給者数が減少していることについては、人口減少に伴うもののほか、受給年齢の引上げや繰上げ、繰下げ受給の影響もあると推察をしている。

続いて、公的年金収入、収入階層別の受給者数の推移である。先ほど年金受給総額が増えていると話したが、1人当たりの階層別においても、この物価スライド制の影響により、受給額年間100万円以下の方が5年間で1,892人減少し、それより上の階層の方が増加している。とはいえ、年間の受給額が150万円以下の方が受給者の約半数以上いるので、公的年金のみで生計を立てている方には、依然厳しい状況であると考えている。

最後に市税の収納率についてである。各年度末の推移を示している。現年度分については、令和5年度に固定資産税が大きく増加している。これは中国電力三隅火力発電所が償却資産の課税額が増加したことに伴い、調定額、収入額ともに大きく増えている。現年度分については、収納率はほぼ横ばいとなっている。滞納繰越し分については、年度によって若干ばらつきがある。特に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年2月1日から最大1年間の徴収猶予を行ったため、令和2年度の現年度分収入額が減少し、令和3年度と令和4年度の滞納繰越し分の収入に回ったためである。徴収率の増減も同様の理由となっている。このような特殊要因を除けば、収納率もほぼ横ばいであると考えている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

3番の現年分の調定額を見ていくと、70億円だったものが100億円になっている。固定資産税が増えた分だと思う。20億円増えたように見えるが、本当は使える金は5億円しか増えていないということか。ぬか喜びしてはいけないと。要するに経常的に増えるやつは75%交付金が減らされるわけだから、これの4分の1しかもらっていないということか。

また、30年前は多分税収は約50億円だったと思う。それが合併した頃に80億円になって、今100億円になっているから、税収は2倍になっている。GDPは変わらない。人口が3割減っている、30年間で。ということは、憂慮する必要はないように見える。順調に税収が増えて、人口が減っているから、1人あたりに使えるお金はどんどん増えているということか。

○副市長

森谷委員の言うように、税収は三隅火力発電所の償却分などで増えたが、その分は交付税が減っているということで、差引きは約5億がプラスだと思う。ふるさと納税とかいろいろな収入に努力して、ある程度財政規模は安定している決算を毎年やっている。令和6年度決算でも8億円程度の決算剰余金を出している。ただ、水道は企業会計だが、道路の維持とか、箱物を新たに造るかどうかは別にして、学校の改修とか、いろいろな投資的な費用もかかってくる。ある程度投資的事業も公共事業として、市内の業者への支援も必要だと思っている。浜田市がすごく余裕かという、県内の他市ではある程度財政は維持しておると思うが、全国の規模でいくとまだまだ交付税に依存した財政状況は変わりないと思っているので、しっかり足元を見ながら、必要な支援、先ほどの保育料の話、家庭保育の支援、いろいろな話もいただいたので、必要なものにしっかり財源が使えるように考えていきたい。

○森谷委員

中国電力の固定資産税が入ろうが入るまいが、ずっとそういう収入が入っていないのに、学校は建てた。市営住宅を建てた。常にいろいろなものは建ててくるわけだから、その中での税収があったからといって学校も建てなければいけないし、道路を直さなければいけないではなくて、インフラ的なもの、必要な箱物については収入に関係なくやらなければいけない状態が変わらない。それに対して税収が増えたというのはプラスだという認識をしたいと思ったが、合っているか。

○副市長

税収が増えているというのは、非常に浜田市としても良いことだと思っている。先ほどあったように、もう一つ浜田市が投資できているのは、過疎債という有利な起債も使えているということがあるのではないかと思う。

○森谷委員

おっしゃるとおりで、不交付団体とか財政力指数が50%以上だと過疎債も使えないし、そういうところはかえって財政状態が悪い。だからこの状態というのは島根県内の中でも確かにトップのはずである。そして、いずれ大田が市役所を建てるから悪

くなる。江津も市役所を建てたから悪くなるという意味では、もう建物を建てているし、今一番安定した状態ということで、まさに余っているお金というのは有効に使わなければいけないし、逆に将来負担比率を高めてでも、市債を発行して少し借金をしてでもやれるという状況。私が議員だった12年前、将来負担比率は100%ぐらいだったけど、今はもう2桁の低いところまで来ているわけだから、借入れをしないということはお金がないということだからサービスも提供できないというその微妙な関係にあり、今の段階では使えるというところだと思う。

久保田市長が言ったように寄附金を使うから一般会計には問題ない、負担がないというのは間違いであって、寄附金だって一般会計に入るわけだから、ほかのインフラでも使えるところを使わないわけだから、皆も勘違いされないようにしてほしい。どんどん使ってほしいと思う、子育てとか。これは税金の話だから関係ないが、非常に良い状態だと認識すべきだと思っているが、どうか。

○税務課長

引き続き頑張って徴収率を上げたい。

○足立委員長

少し逆の話になるかと思う。まず市税収納の部分で、先ほど令和4年から令和5年度に増えたところは中国電力の償却資産などという話があったが、多分償却資産の算定は市がやっていなくて総務省配分でされていると思うので、それが正しいかどうかという状況は多分浜田市で確認できていないと思う。まず、その認識から伺いたい。

○資産税課長

委員長の言うとおりの、中国電力に限らず償却資産の総務大臣配分というのがあり、事業者は国に償却資産の申告をする。総務省で各自治体に、配分額というのが具体的に言うと評価額になる。配分して各市町村に評価額を通知する。国に出された資産の詳細な内訳は市町村では分からない。総務省に資産の届出があつて金額を配分したものが3月31日付近に通知される。

○足立委員長

結果的にはその中身が正しいかどうかということを経済で判断できないが、国、県を通じて来る一方的通知を受けざるを得ないという認識か。

○資産税課長

おっしゃるとおりである。今年度か昨年度か忘れたが、実際に総務大臣配分の修正通知というものもあつて、実際の申告の数値が後で違った。国に届出があつた際には、その修正の通知が来て、それによって税額を修正したという経緯は過去数年で数件ほどある。

○足立委員長

この調定の中で、これが市税の中で個人の市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税があるが、固定資産税においては詳細の部分が出ていないが、毎年これから減額、令和2年度と比べると徐々に減額になっているのではないかと推測するが、実際は増えているか、増減のところをもう少し話してほしい。

○資産税課長

3、4年前の固定資産税の調定額については40億円弱であった。これが令和5年度に20数億円増収ということで調定額が増えて、今年度は固定資産税の調定額は63億6,000万円、前年度、令和6年度は65億3,000万円。昨年と比べると1億6,200万円の減収ということになっており、中国電力2号機の稼働により税収は大幅に増えたが、今後は各資産の減価償却が毎年進むので、金額の予測はできないが、今年1億6,000万円減収したのと同じぐらいの金額が毎年逡減していく可能性はあろうかと思う。

○足立委員長

住宅金利が上昇するに伴って、新築の件数がこれまでよりも減ってきているというのが、市内を見ている見受けられるが、多分数年後に反映してくるのだろうと思うが、新築着工年数を今回要求していなかったが、そういったことも考えていくと、固定資産税は減ってくるのだろうと思っているので、多分担当課も同様の受け止めか。

続いて、公的年金の2番の表で、300万円超えが令和6年度から令和7年度に比べて一気に39人ほど増えている。これの要因を教えてください。

○税務課長

そういったところは分析ができていない。

○足立委員長

1番の法人市民税に移る。この表を見ると、令和2年度から令和6年度に比べると、法人自体が減少してきていると思う。特に飲食業においては閉じられるところも見受けられる状況があるが、この流れというのはこれから税務課として、もっと減ってくるだろうという受け止めか、当面この横ばいが続くのか、これから少し先の部分をどのようなイメージをされているのか、最後に尋ねたい。

○税務課長

私個人の考えということで話をさせてもらう。近年、特にコロナ禍以降、市内で飲食店だったり、あるいは普通のお店、先ほど私が申し上げたようにチェーン店だったりとか、そういったところが閉められたというような話を聞くので、この傾向は残念ながら続いていくのではないかと。人口が減少している中で、なかなか法人が増えるということは率直なところ、難しいのではないかなと思っている。何とか減少を食い止めて横ばいになったらと思う。

○森谷委員

浜田市に中国電力みたいな総務省が計算してくれるところは何か所あるのか。

○資産税課長

総務大臣配分で償却資産の課税が起こっているが、企業数は七つプラス、船舶があって、船舶がいろいろな港に寄港するので、寄港回数で配分がされるが、それが20数隻である。通常の企業が7社と船の関係の企業が20社である。

○森谷委員

定率法的に逡減するのか、定額法的に逡減するのか。

○資産税課長

固定資産税の償却資産の計算については、定率法を使うことになっているので、通常の税務会計上は定額、定率を選べるが、固定資産税は定率である。

○森谷委員

ということは、正比例的に減るよりももっと減る。中国電力の税収が上がったといっても、ぐんと減っていくから喜んでばかりいるわけにはいかないと思うが、税収に対して何かチェックするのを市役所も総務省に対して、公文書の開示請求みたいなもので入手することはできるのか。

○資産税課長

確認をしたことはないが、課税に関する資料なので、各該当の自治体が請求すればもらえると認識している。請求をしたことはないので、はっきりした回答にはならない。

○森谷委員

浜田市が総務省にそんなことをする権利はあっても少しプレッシャーだと思うので、私の名前で総務省に資料だけは取るようにして、それが出てくればチェックはしやすい。先ほど足立委員長からチェックしているのかという発言があったが、そういうやり方で簡単なチェックができると思う。

そして、今えらい勢いで家が解体されている。ということは普通の民家が解体されると、60年、100年たっているような家だから固定資産税もほとんどかかっているような家がなくなる。その代わりに、下にある土地の固定資産税が6分の1だったのが6倍に跳ね上がると考えると、少し固定資産税はそんなに下がるというイメージばかりではない。そして、解体して跳ね上がったけども、ビルを建てたり家を建てたりすると、それはまた6分の1にはなるが、今度は家として課税が結構大きいというのがあるので、全体的な流れを見ると、駅前、銀天街でもどんどんビルがなくなって、どんどん新しいのが建って、心配するほどのことはないような気がするが、どうか。

○資産税課長

家屋は実はここ5年、恐らく10年さかのぼっても税収のうちの占める金額は15億から16億で基本的に推移をしている。解体が進むが、解体する家屋は基本的に古いので税額が低い。新築する家屋は新しいので税額が高いということで、解体の棟数はもちろん解体家屋のほうが多いが、新築件数は昨年106棟の新築があったが、新しく建てる税額のほうが多いので、評価替えて3年分の家の傷みを見てがくっと下がるが、残りの2年は新築分で税が実は増えるということで、ここ5年、10年ほとんど家屋の税額は変わっていないという実情があるので、委員の言うとおりの、家屋の固定資産税額がどんどん減るといった印象は持っていない。影響が大きいのは償却資産だと思う。

○森谷委員

ということは、昔からのものは増えたり減ったりではなくて、その都度大きいものがある。それが中で見たら大きいのが定率で減っていったり、建てたら増えたりということで影響があるということだと思うが、それはもう織り込み済みで増えた分だけはラッキーなので、喜ぶことがあっても喜んだのが下がるからといって心配するとい

うのは少しずれているかと思うが、そんな感覚か。

○資産税課長

そこは私が答えることではないのかもしれないが、この度中期財政計画ができた。50年の推計をしており、その中で税収の見込みを計算した上で出しているかと思うので、私からはここまでとさせてもらう。

○森谷委員

買収とか合併があるので、ここの企業数が減ってもそれほど心配する必要はないと思う。仮に会社が無くなったとしても、職員が違う会社に行くと、全体の従業員数は変わらないし、仕事の数も人口が減ることによっての動きはあるかもしれないが、会社が無くなることによっての動きはないと思うので、それは心配する必要はない。ただ、均等割はなくなるが知っている。この法人の数も減ったからといって、例えばその解体があれば解体業者がもうかる。法人税はぐるっと回って交付税になってきて交付金が増えるのかと思うが、本当に浜田市が手にできるのは固定資産税と、大きな企業だったら住民税割というのが、面積だったり人間だったり、中電だろうが出雲だろうが全部浜田市にかかってくるので、他の企業がどんどんもうけてくれた分も入るので、それほど心配する必要はないのではないかと思うが、こういう考えで合っているか。

○税務課長

そういう考えがあるということで、大変勉強になった。

○足立委員長

暫時休憩する。

[17 時 09 分 休憩]

[17 時 18 分 再開]

○足立委員長

会議を再開する。

(4) 給食センターの現況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○教育総務課長

現在、浜田市には浜田、金城、旭、弥栄にそれぞれ給食センターがあり、三隅地域の3校についてはセンター方式ではなく、各学校の中でそれぞれ給食を作っている自校方式となっている。先日の文教厚生委員会で要望のあった、築年数、最大調理能力、就労人数、調理実数、運営コストを過去5年分で一覧表にしている。まず、上から築年数については、いずれのセンターも築年数がかなり経過しており、老朽化が進んでいる。特にセンター化をしていない三隅3校の学校内にあるところについては、3校とも25年以上が経過しており、調理場のつくり自体も旧式であるためにスムー

ズに調理工程を進めにくいという現状になっており、また、器具や施設の故障なども多く、修繕費用がかさんできている状態である。この中では一番新しいのが浜田センターだが、浜田センターにおいても水産加工団地内にあり、塩害や海風の影響が多くなり施設の改修箇所がたくさん発生している状況である。就労人数については、浜田以外は調理員の数を載せている。浜田については、調理員の数プラス統括主任という全体の主任と工場長が各1名おり、事務職員が4名いる。合計31名となっている。下の現在の調理実数、提供食数については、いずれのセンター、学校とも余力がある状態となっている。もし調理実数を施設能力のところまで大幅に増やすということになれば、食缶とかコンテナ、食器保管庫などを増やす必要があるので、その分、増築という工事は出てくるとは思うが、実数を増やすこと自体は可能と考えている。

一番下、運営コストである。四つのセンターについては、市からの運営委託料に市が行った施設の改修費用を足したものを掲載している。センターによって、年より数字が大きく膨らんで少しでこぼこしている年があると思う。例えば、浜田学校給食センター、こちらの令和4年度の数字が大きく増えていると思うが、こちらは蒸気ボイラーを2,500万円で更新したので、そこが大きく膨らんでおり、金城センターの令和3年も大きくなっていると思うが、こちらは給湯設備を2,400万円で更新した年となっている。大きな修繕があるとこのような形になっている。

三隅の3校については、学校の中にある給食施設なので、市が直接支払いをしているので、全て市から運営費を支出している形になっている。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

浜田学校給食センターのキャパシティーは、ほかの6センターがなくなっても受け入れる能力はあると思うが、そのとおりか。

○教育総務課長

施設能力は、全てを足しても浜田センターだけで作る能力は足りると思う。

○森谷委員

となると、浜田の場合は毎年1億5,000万円から1億6,000万円かかっている。その他のところを合計したら1億円ちょっと。足し算すると2億5,000万円から3億円程度になるが、6センターを廃止して浜田給食センターに全部移した場合に、1億6,000万円とかの数字はどのぐらいになるか。

○教育総務課長

実は以前、センターを浜田と金城の学校給食センターの二つに統合するという案があった。浜田学校給食センターの一つにしない理由だが、給食の規定で調理をしてから配食まで2時間、食べるまで2時間というルールがあり、距離数を計算したときに、旭は浜田から持っていった場合、高速を使えばいけるという想定だったが、冬季などで高速が閉鎖されるときもあり、冬の給食が危ういということで、金城と浜田を残せば2時間ルールが一応全て網羅できるということで二つという案を出しており、

ただいま一つというところは以前の中では想定はしていない。

○森谷委員

ということは、二つになるわけだから、キャパはもっともっと余裕が出るのは分かるし、そういう縛りがあるなら二つにせざるを得ないと思うが、そうした場合に金城と浜田を足し算すると2億円程度、ほかのところが1億円弱だが、実際はどの程度になるのか。

○教育総務課長

実際の額の計算は行っていない。ただ、減ることは間違いなく、一時的に改修費用が必要だが、恒常的に運営コストがかなり減ることは間違いなくと思っている。

○森谷委員

その場合、浜田の31人とか金城の6人とかは、それから増えることはあっても減ることはないが、五つで20人ぐらいの職員は全く要らなくなるのか、浜田と金城で手が足りなくなるから、そちらに何人かは必要になるのか。

○教育総務課長

ラインでやっているのだから、作るときに倍の人数までは必要はないが、この中の何人かは浜田なり金城に来てもらう必要が出てくる。ただ、恐らく人力的には全員ではないと考えている。

○森谷委員

だからといってやめてくれというのも言えることはないのだろうが、定年的に自然に退職するという人の数はどのぐらいあるのか。

○教育総務課長

今、浜田学校給食センターについては正規の職員に回してもらっていて、三隅は会計年度任用職員をお願いしているが、浜田学校給食センターは、今お願いをしている方で、定年が来たらもう正規職員を補充せずに、そこはパートや会計年度任用職員でお願いするという形で、最終的に人数を減らすというところをお願いしている。

○森谷委員

ということは、今度給食費を小学校は無償にする、できれば中学校も無償にするという考えもないことはないと思うが、それに併せて給食センターのコストを合併することによって減らすことで、少し経費の面でもプラスになるのではないかと。マイナスが少なくなるのではないかと。私が言っているような案というのは現実的なのか、それとも非現実的で話す余地もないのか。

○教育総務課長

平成23年度から市内の給食施設をセンター化するということが過去目指していたが、地域や保護者の理解を得ることができず、一旦、平成28年3月に給食施設の統合に係る方針として、一旦休息して当面の間現行体制を継続して、その間今後の在り方を検討するという報告を議会にしている。ただ、それがもう平成28年3月の話なので、当面と言ってももう10年近くたとうとしているので、初めに目指していた市内の給食施設のセンター化については、そのときもらった課題を解決して何とかして

いかなければいけないと教育委員会は思っている。

○森谷委員

その課題というのを教えてほしい。

○教育総務課長

前回もらった課題として、地元の小さい業者から入れている地産地消、少しの量から仕入れられるけど、たくさんの量は作ることができないという方たちが困るという意見。あと、三隅の道路ができる前だったので、配送に時間がかかりすぎて給食が冷めてしまったり、崩れてしまったりするのではないかという意見。あと、アレルギー対応が小さいところのほうがきめ細かくできるのではないかという意見と、もう一つは、小さいところだと手の込んだメニューが作れるが、センター化になると手の込んだ細かいメニューが難しくなるというような課題として意見が寄せられている。

○岡山委員

仮に2センター化をした場合には、大量仕入れが今までよりも可能になるので、例えば仕入れコストが下がって給食費を下げるような気がするが、そういったことに関しても、以前検討されたときには計算されたりしていたか。

○教育総務課長

コストが抑えられるので、保護者に負担してもらって給食費が抑えられるという可能性は高いと判断している。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(5) スクールバスの運行状況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○学校教育課長

まず、1の各地域のスクールバスの運行状況である。現在スクールバスは浜田、金城、旭、弥栄、三隅全体で26台所有して、小中学生の登下校の対応をしている。資料にあるように、乗車定員は基本的に28人が中心だが、浜田地区については44名、実利用人数は5月1日現在の利用者である。運行時間は、学校に到着する時間、学校を出発する時間を載せている。下校時間については、特に中学校利用の部分は冬場と夏で時間が異なるので、夏場の時間を利用している。横に生活路線バスとしての併用ということがある。基本的に旭、三隅については登下校時間外を基本に有効活用として併用されている。

今回、所管事務調査であった、2番目、高校生がスクールバスを利用する場合の課題がある。現在スクールバスについては、先ほど申したように小中学生の登下校ということの基本にしているので、高校生が利用する場合について課題を4点挙げている。基本は登下校、登校についてだが、高校生が公共交通への接続時間、また、小中学生

が降りた後、高校へ間に合うかという時間的な問題、最終的に下校時間、どうしても中学校、高校で距離が離れて、下校時間が異なる部分をどうやって対応するか、最終的にはお金の運行コストがどの程度かかるかというところも試算しないといけないので、もし距離が延びるのであれば財政的な部分が生じてくるということである。

3点目、特に旧那賀郡からの高校生の通学の移動実態とニーズの意向だが、正直意向調査はしていない。あくまでも生活路線バスの利用状況などを踏まえて記載している。実際、通学の定期補助をまちづくり社会教育課が実施しているが、その利用実績もあるので、生活路線バスを含めた公共交通機関を利用する高校生はいるということである。

参考までに、ニーズ調査はしていないが、金城から三隅の4地区から浜田市の県立高校3校へ通学している生徒については130名である。これはあくまでも全日制の学校という理解をお願いします。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

まず、生活路線バスなしとありますが、これは何の違いなのか。

○学校教育課長

まず、この生活路線バスというのは、スクールバス以外に住民がお金を払って利用できる、石見交通が撤退した路線、そういった部分を市が運行しているバスである。スクールバスでの利用という表現だが、車両をスクールバスの登下校以外の空き時間を有効的に活用するということで、住民利用で旭、三隅で実施されている。

○森谷委員

結局、把握しきれないが、高校生まで乗せ、学校まで通うか、予算は別として、各拠点間で送るということは、現実的な話として検討できるのか。

○学校教育課長

この資料をどう作るかによるが、乗せるという前提で、当然スクールバスの定員に対する高校生が乗った場合の空き容量も当然検討しなければいけないが、ここに行く場合、JR、石見交通などのバス時間は基本的に変わる。その都度、小学生も学校に送り、中学生も送り、その部分を含めた上で、なおかつ高校生も公共交通に乗れるということを担保しようと思えば、少し時間がかかる。ニーズもあるし、実際助かる家庭も正直あるかと思うので、そこはしっかり時間をかけて検討をしないといけない。実現可能かどうかは別の話である。

○森谷委員

実際に智翠館や津和野高校のバスが走っているのを見る。浜田ドライビングスクールもそうだが、大変な状態なのである。スクールバスを運行しないと生徒が集まらないし、智翠館は弥栄にも行かなければいけないし、旭にも行かなければいけない。この浜田の状況を全部合わせてシャッフルして、一番良い方法を見つけ出すという作業は大変かもしれないが、これが一番効率的ではないかと思う。バスが空気を運んで

いるみたいないないような感じになると思うが、どうか。

○学校教育課長

住民に寄り添った提案だと思う。実際、各地区の間を、通学、進路選択によっては、どうしても交通、通学の面というのは考えざるを得ない部分にもなるかと思うので、また、議員の意見などを聞きながら、具体的にできるかは考えていく必要があると思う。当然、高校も少子化で学校数、選択肢の中で、各私立も独自性を出しているの、その中で市内の高校を維持する部分を学校教育課が担当しているので、そこもセットで考えていかないといけないと思う。また、意見をいただきたい。

○森谷委員

困っている状況というのが、智翠館にしても、浜田も改めてその問題意識があって悩み始めたが、向こうは先にやっているから、そこの悩みとかを把握して、こちらの最後のピースがはまるような状態になれば良い。情報を取得するところから始められたらどうかと思うが、現実的か。

○学校教育課長

この場で具体的なスケジュールとか、検討方法はすぐに答えられないが、まず、私どももスクールバスの運行経費に1億円かかる。こういった部分が、私立は当然かなりの台数を持って運行されている。実態を聞くところから始めたい。

○足立委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(6) 不登校児について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○学校教育課長

まず、不登校の状況であるが、令和6年度173名と申し上げていたが、経年の変遷を載せている。横に、前年度も引き続いて不登校という内訳、50日、90日の欠席ということで内訳を載せている。

2点目、以前私が不明だと言った部分だが、あくまでもこの不登校の国の調査の基本資料、各子どもたちの個票があるが、そこを全部状況を見ながら、集約した資料になる。全ての173人の居場所という形ではなく、山びこ学級、放課後等デイサービス、これは併用されていることもあるので、重複回答があることで承知してほしい。山びこ学級、放課後等デイサービス、一部これは民間のフリースクールである。習い事がスポーツなのかというところは不明だが、習い事、あとオンライン授業、学校からの授業配信と理解してほしい。

3番目、どういったところに相談し関わっているかという状況である。山びこ学級以外に、教育センター、児童相談所、医療機関、放課後等デイサービスに引っ掛かっている。その他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの面談も行い

ながら過ごしている状況である。

○足立委員長

それでは、質疑を行う。

○花田委員

分母が分からないとっていて、生徒数で中学生が何人いる中の 98 人なのか、小学校がどうなのかを教えてほしい。

○学校教育課長

小学生 2,279 人、中学校 1,219 人、合計で 3,498 人が分母になる。

○花田委員

令和 2 年から書いてもらっているが、だんだん増えているという状況の中、多分分母は減っている方向だと思うので、割合的にはすごく上がっているということになっているのだろうとと思っている。現状に対してどうにかする、対応というところにあると思うが、現在の子どもたちの居場所について把握している数字がこれである。そうになると、その数字に満たしていないところはどこなのか。また、放課後等デイサービスの 21 が居場所になっているという結果が、令和 6 年から多分国で堂々と放課後の不登校の子どもを見ても良いという制度的になったと思われるが、その後多分増えて 21 だとは思いますが、場所として何か所あるのか、把握していれば教えてほしい。

○学校教育課長

あくまでも個別の調査票で、固有名詞、事業所の名前が書いてあるところもあるし、放課後等デイサービスということで事業所数は把握していない。

○花田委員

山びこ学級の小中の内訳の学年が分かれば教えてほしい。

○学校教育課長

学年だが、中学生については令和 6 年度の形は 2 年生と 3 年生が中心である。数については、資料が出ていないので答えられないが、中学生は 1 年生から 3 年生まで来ている。小学生については 5、6 年生が中心である。ただ、低学年の 2 年生、3 年生も来ているので、山びこ学級は幅広い年齢層を、教職員がうまく回しながら教えているという状況である。

○花田委員

様々な学年がいるということだが、山びこ学級を使うようになってから、例えば中学生で言うと、中 1 で山びこ学級につながって、つながった子に関しては 2 年も 3 年までも行けているという印象なのか、少し行ったけれども来なくなっているという印象なのか、その辺りが分かれば教えてほしい。

○学校教育課長

令和 6 年度の状況で説明する。この資料の中段の山びこ学級の昨年度の入級、これは申込みが正式にあった人数が 13 人である。実際、保護者、本人伴って見学や体験をされたのが 33 件。複数来たところもあるので、延べ回数はまだ多い。実際、特に小学校から中学校に上がる段階で、山びこですずっと過ごしている子は、中学校もここ

でしっかり頑張るということで、自分で意思を示して、ほぼ毎日山びこ学級に来ている子がいる。実際、ここに来ている 11 人は、自分が決めた曜日に来ている。途中、自信が付いたか分からないが、2 学期に学校復帰した者もいるし、次の新学期に学校に戻ったと思う。この 11 人については、顔の見える関係性で保護者とも連絡を取りながら意欲的に登校している状況である。

○花田委員

この山びこ学級に通っている方々は、どのような手段で通っているのかを教えてください。

○学校教育課長

登校に関しては、ほぼ徒歩もしくは保護者の送迎である。下校については、山びこ学級は 14 時までの利用なので、そこからは公共交通機関または家族の送迎となる。

○花田委員

山びこ学級に行きたいけれども、公共のものに乗れるようなタイプの方ではないとか、親が毎日その時間帯に仕事を持っていて運ぶということがとても無理だという話もよく聞くので、うまくいけば、もっと通えて学習ができ、いろいろな恩恵が受けられるような子どもが増えるのではないかと思うが、何か手段を考えるようなことは市で考えているか。

○学校教育課長

すぐにとというのは難しいというのが本音である。また、実際どうにかしたいという気持ちは正直持っている。遠くから 40 分かけて来る児童もいるので、ニーズは潜在的にあるかと思う。あとは、そういった部分をどう拾い上げるかというところである。まず、外に出るといふところがあるので、当然、山びこ学級は学習の場なので、こういった部分が全て浜田の 1 か所に集めることは難しいので、試行的に各学校に校内フリースクールと呼んでいる居場所を拡充していきたい。

○花田委員

居場所というのはいろいろなパターンがあると思っているので、校内フリースクールにも期待したいと思う。

今後、不登校ということ自体に対してどのような認識で私たちが扱っていくのかということと、その子自身がきらきら自立していくということが目標なので、いろいろな場所のいろいろな方法があると思うので、一緒に考えていけたらと思っている。

○岡山委員

2 番目のフリースクールの小学生のところに 1 というカウントがあるが、これ以前、ひょっとしたら伺ったかもしれないが、全国でやっているようなオンラインの学校に通っているという認識で間違いなかったか。

○学校教育課長

今回一般質問で答えた、フリースクールの子がいるということで、この 6 年度についてはどこか承知していないが、今年度利用している児童については全国規模のところである。

○岡山委員

その子は、それを利用することによって、毎日例えばディスプレイの前に座っていると、例えばその勉強の進捗状況がどうなのかという把握はできているのか。

○学校教育課長

学校には保護者と連絡を取っているのですが、私も見せてもらったが、時間割がある。その中で、たまたまその子、特に社会科に非常に興味があるので、特に社会科と、あとは交流という部分で教科を選んで利用されている。ただ、全体の利用した時間に応じたお金が必要ということで、そういった利用にとどまっているが、その学びが良いと言うのであれば、保護者も時間を増やすであろうし、本人も増やしたいという意向は示してくると思うので、現在は好きな教科を選んでいるというところである。

○岡山委員

ひょっとしたら同じような仕組みを学校に行けていない子たちが平たく導入できるようなことになると、学校には行けていないけれども学びの保障はできるような状態になるのではないかと思った。これは保護者がお金を出されていると思うが、例えばその保障を行けていない子たちに平たく「これ使ってみよう」ということで、浜田市がいくらか補助を出して学びの保障ができるとしたら、一つの形になるとこの前の話を聞いて思ったが、そういった形では考えられていないということか。

○学校教育課長

現在考えていないが、他市ではやっているのですが、利用者があれば検討しなければいけないと思っている。

○森谷委員

不登校の状況についての令和2年度から令和6年度について、どんどん増えているが、分母は別として、この原因は何なのか。

○学校教育課長

令和3年から増えている。それまでは大体70人程度で推移していた。事務局内で指導主事と話したが、一番はコロナの臨時休校で、濃厚接触でも14日間の自宅待機とかという部分で休むというハードルが下がったというのが事務局内のイメージである。正直、その子にとって休むというハードルが下がった上に、その子にとって5日間行くのが4日間でもいいやという認識も正直あると思うので、毎日行くべきだという考えがすごく薄れて、それぞれしんどいと休むという傾向になっていることも、休むハードルが低くなっている。それが悪いわけではないが、そういう傾向と捉えている。

○森谷委員

令和6年で173人である。半分に対して何かケアするという話があったと思うが、その半分というのは80人から90人の間で、ここの2番目の表の右下は46人となっている。これは小中学校でどこかに行ってケアされている人だと思う。ケアすべきもののさらに半分、全体の4分の1がケアされているということで、残りの人についてはどう考えているのか。キャパシティーがないから、雲雀丘などでやったらどうかとか、そういう話になるのか。

○学校教育課長

オンラインは別だが、山びこ学級とか外に出る前提の話である。外に出る子はそういう居場所とかがあれば良いが、実際は家庭にいるというのがほとんどの時間だと認識している。173 人のうち 46 人程度しか関わっていないではないかという指摘だと思う。問題は家庭での関わり自体も含めて、この部分をどうするかが本当の課題で、実際ここ率直な悩みと実態である。

○森谷委員

例えば山びこ学級のキャパシティーがないから 46 人という数字になっているが、待っている人、入りたい人がもっといるのか、それともこのままの数字で、あとは家なのだから問題ないということか。

○教育長

これは令和6年度に学校から上がってきた資料を拾って、おおむね把握している子はこういうところに行っているということだが、山びこ学級のキャパシティーを増やしたら来るかどうかということは、子どもたちのいろいろなことを確認しないと分からない。交通手段も考えていかなければいけないと思っている。それぞれの受皿の容量を増やすというよりも、個人的には家の近くに小さくても人と触れ合える場所がたくさんできたほうが良い。まずは家から一歩出て人と触れ合うということがスタートだと思っているので、ここにあるようなことでなくても、地域の中でいろいろな活動しているところでも効果があると思っているので、居場所を多く確保していくということは大事だと思う。

ただ、もう一つ、フリースクールなどについては、なかなか公でできていないが、そういったところに対する支援というような話もあったが、そういったことは少し考えていかなければいけないことではないかと思っている。

○森谷委員

学校に通うというよりも家庭教師をつけるというイメージだが、そうやって触れ合う場所もとかっていうことで、その場所のイメージは喫茶店とかというイメージなのかどうか分からないが、イメージが分かるように説明してほしい。

○教育長

まず、学校に行きづらくなっている子どもは、学習にも行きづらくなっているようなこともたくさんある。そういう子どもたちに対して、例えば山びこ学級のようなところを各地に造って、それも確かに良い場所になると思うが、もっと多くは学びではなくて、人と触れ合い、その中から自分の何かを見つけていくという子も増えてくると思っているので、決して学びの場だけじゃなくて、いろいろな体験ができるとか人と触れ合うとか、そこを大切にしていくことも大事だと思っており、そうになると、公で何かを整備することももちろん大事だが、地域の方がそういう場に一緒に呼んでもらって、触れ合いの中から何か気付きがともに出てくると思う。次の一歩につながるのではないかと思うので、学校に行きづらくなっている子どもたちに対して多くの居場所を用意していく、地域の力も借りて用意していくことが大事だと考えている。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(7) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の利用用途変更に係る確認について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

1 点目、浜田市スポーツ推進審議会での協議経過及び会議資料におけるスケート場の適正数についてである。表にまとめているが、浜田市スポーツ推進審議会の会議名称と開催日、それから議事を記載している。まず、平成 27 年度第 1 回の会議で浜田市教育委員会から、スポーツ施設の適正な配置計画及び整備計画について諮問を行っている。その後、この会議を含めて 5 回にわたって協議がなされ、平成 29 年 5 月 24 日に答申をもらっている。内容についてはこの表の下に記載のとおりである。これらの会議では参考資料として、スポーツ施設の種類ごとに適正数を、目安として提示をしている。そのうちスケート場の適正数については、表の一番右の欄に記載のとおり、平成 28 年度第 2 回の会議では 0 としているが、同年第 3 回と平成 29 年度第 1 回ではこれが 1 となっている。この数字が変更となった理由、それから経緯については記録が残っておらず、また令和 2 年頃に当時の担当者が、さらに当時の会議開催当時の担当者に聞き取りも行っているが、把握ができていないところである。

2 点目には、適正数の根拠を記載している。これは平成 28 年度第 2 回の会議からの資料から抜粋したものだが、使用頻度や利便性、地域性、課題、また類似団体の状況を考慮し設定したものとある。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

過去の適正数のことは置いておいて、適正数を考えなければいけないが、適正数の考え方というのは、例えばスケート場がないところを類似都市として選ぶ、例えば益田、大田、江津と選べば、そこにはスケート場がないわけだからゼロとなるのかと思う。出雲とか米子にあるかどうか知らないが、米子とかあるところがどうしているかとして、市がゼロになるとか、類似都市の考え方がスケート場がある都市としての考え方で参考になると思うが、類似都市というものと適正数の考え方というのは、私が簡単に説明したが、どちら側の考え方に基づくものか。

○スポーツ振興課長

類似団体の適正数だが、この資料の下 2 行に記載のとおり、産業構造、人口規模、それから面積、そういった項目で抽出をされている。確認すると六つの自治体との類似団体として比較をしている。それで、この適正数がスケート場に限らず、例えば陸上競技場とか野球場とか、いろいろなスポーツの種類によって一覧表が形成されてい

る。その中の一つの項目としてスケート場がある。なので、スケート場のある自治体との比較というのは、当時の類似団体というのは該当していない。産業構造、人口規模、それから面積、こういったもので類似団体を六つ抽出している。

○森谷委員

そういう意味では浜田市世界子ども美術館は日本で二つしかない。適正数ゼロになってしまう。そうではないと思う。課長の考え方は間違っているのではないか。

○スポーツ振興課長

考え方はいろいろあろうかと思う。説明で申したように一つの目安として適正数を示しており、委員にしっかり内容を議論してもらって決めていかれた経緯があるので、森谷委員の考えは一つの考え方だと思うが、それが私の当時の考えではなかった。

○森谷委員

考え方ではない。1になるわけである、途中から。そして1になった理由は分からない。通るはずではないか。理由が分からないけど1になった。考え方が違うから、もっと説得力のある説明をしなければいけない。

○教育長

森谷委員が言うように、ゼロから1になったというのは、正直聞き取りもしてもよく分からなかった。いろいろな事情もあって、このアイススケート場が必要かどうかを確認するために調査事業に着手したという流れがある。

スケート場の適正数をどう考えるかというときに、類似施設と比べるにしても、同じ規模の団体でもスケート場を持っているところ、持っていないところもある。浜田にとってそれが本当にどうなのかと考えれば、スケート場でスケートだったりカーリングだったり、そういう人口がどの程度あるとか、あるいは学校で長野とか北海道のように小さい頃からスケートに親しんでいる人がこの浜田で本当にどれだけいるとか、地域の事情を勘案してゼロなのか1なのかということを決めていく必要がある。ここに地域性、課題、類似団体いろいろあるが、一概に地域団体と比較するのではなくて、浜田にとって本当にどうなのかというのは、もろもろのデータを基に判断をしていくということが大事になってくると思っている。

○森谷委員

では、一番最初に造るときに類似団体なんかじゃない。国が造ってしまったのは分かる。それから、今度は浜田市が買った。そのときは浜田市の判断で買った。そのときの判断は必要だと思って買った。そこで必要だと思ったのだったら、適正数が1であってしかるべきだと思う。教育委員会が作っている数字である、ゼロも1も。国が造った、それで1個存在してきた。それを浜田市が必要だと思って買った。そこで適正数が1かもしれない。そして、ゼロになっていて、ゼロが間違いじゃないかと思うので訂正するということが1になった。1になって考え方がどうのこうのと言うが、担当者が代わる度に考え方が勝手に変わっては困るではないか。市役所なのだから。造ったのは理由があるはずである。浜田市を無視して造っているはずはないのだから、なぜ造ったのか。

○教育長

もともとは勤労者のための福利厚生施設のということで、各地域でこうした事業を受けて何を造るかという議論があった。当時、スケートというのはあまりなかったし、スケートでこの地域の働いている人の福利厚生を目指して造った。ただ、国が造ったが、何年かたったときにもう清算しなければいけないような状況になって、そのときにまだ使える施設があったものをどうするか。浜田市が必要ななかったら解体する、極端に言うともうそういう議論だったが、使えるものであれば使えるだけ使う。だから、必要数は1、その施設がある段階で言えば1と認識をしている。ただ、ずっと経年して、新しく全ての施設を更新しないと使えなくなったときにゼロなのか1なのかというのは、判断が違って当然だと思っており、そこでこの当時がどうだったかというのは分からないが、現在このゼロか1かということを探ねるのであれば、今回の調査を通じて市としてはゼロという認識を持っている。

○森谷委員

この調査によってゼロということ、1回目、2回目がなくて3回目がゼロ。この根拠はあるのか。今はゼロが適正数だとは分かった。買ったときも根拠があったはずである。もらったときも根拠があったはずである。途中1回だけゼロになって、あと適正数1になってまたゼロだと、それぞれに根拠がないといけないと思う。この1には根拠があったと思う。なければゼロを1に訂正するはずない。そこを隠されていたとは言わないが、なぜその内容が分からないのだろう。当時の課長もまだいるので聞いてみてはどうか。なぜだということを知って、1とその根拠がないにしても1となったのだったら、市として話し合いをもう1回しなければいけないと思う。その結果、適正数1と出されても、ゼロという結論を出さなければいけないと私は思っている。スポーツ推進審議会の結論自体がとても重要なものだと教育長はいつも言っている。このような検討、決定の仕方でも重要な結論を出していると思えない。もう1回話をして、ゼロだったら適正数1でもゼロなのかと思えるが、この部分についてはブラックボックスというか、何か市に不利な、1が出たら1についての理由は分からないけど1なのだという。それでは市民に納得しろと言っても無理だと思う。

○教育長

私は令和3年から教育長の職に就いている。平成29年当時、アイススケート場を用途変更するというのは後の適正化計画の中で決まったことである。ただ、私が教育長になったときに、このゼロか1かという議論が前からいろいろな指摘をもらっていたというのは承知をしていたので、当時担当していた職員に、なぜゼロか1かという確認も行ったが、私が着任する当ても3年前のことになるので、どうしても分からなかったというのが状況である。したがって、これを今から確認しても、私は当時のゼロや1が出た理由というのは分からないと思っている。その上で、実際にどうなのかということは、今回の調査事業で明らかにしたので、今後はそれに基づいて今後の活用の仕方を考えていく。

○森谷委員

分からないなら、なおのこと団体の書いたプランやコンサルタントが出した報告書を精査してしかるべきだと思う。当時の課長は「頼んでないから見ない」とか、スケート場は用途変更するのだという市役所全体の意思の下に動いていると見れば、全てが解決する。団体のものは見ない、この数がいいかげんだと言っても検証しない、弁護士が言うなと言ったから係争中だということで、ここに対しては重要なことじゃなくても全部隠そうという形で検証してみた。見てこそゼロ、1 というのが本当にどっちか分かるのではないか。

市に根拠がないということだったら、検証をやってしかるべきだと思う。今からでもやってほしい。でたらめなことがあって本当はスケート場維持のほうが正しかったかもしれないが、もうここまで進んだから進むという形で終わっても、それは正しいというか、それなりのあるべき姿だと思う。

○教育長

基本的にコンサルタントが作った調査報告書には、コンサルタントの知見としてまとめ上げたものがある。それについていろいろな指摘はあると思っているが、この件については係争中のまさにそのど真ん中の話にもなるから、その場で議論していきたいと思っている。

○森谷委員

係争中じゃないところから説明してくれなかったではないか。係争中じゃないときにきちんと「こうなのです」「そうですか」という会話をしてくれたら良かったではないか。それをなぜ全て拒否して、私が見た以上はコンサルタントのものよりも、団体が作ったもののほうが、よほど整合性がある。私は数字に強い。税理士としていろいろなプランを見ている。はるかに団体のほうが整合性が高い。コンサルタントという名前を借りるために雇ってコントロールしている。コンサルタントからのメールに添付されたものも消去されて、添付の形跡も残っていないような、明らかに隠ぺいしたと考えればすっきりするようなやり方である。もう進めないのだったら、進めない。今までどおりで議会でも通っているのだから、それは構わないが、過去に不審なものがあつたら、それは徹底的にやるべきだと思う。なぜそうしなければいけないかという、次にまた同じようなことがあってはいけないからである。

○足立委員長

これは利用確認の所管事務調査になるので、これ以上は迫及するなら一般質問などで話をしてほしい。ほかに質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(8) 下水道の現況について

○足立委員長

執行部から説明をお願いします。

○下水道課長

まず、1 点目、処理区ごとの維持管理費である。各処理区の過去 5 年間の処理場、

ポンプ場などの電気代、修繕費、施設の運転管理に係る委託料の維持管理費を掲載している。表の上段には維持管理費の合計、下段の括弧書きに各年度の維持管理費のうち修繕費のみを記載している。また、表の中で「三保三隅処理区へ統合」というところが3地区ある。こちらの集落排水の処理場を廃止して、公共下水道の三保三隅の処理場へ接続したので、こちらの3地区については統合前のもののみ掲載をしている。

次に、2点目、人口減少時の下水道採算性の試算表である。令和6年度の決算値と、令和10年から5年間隔、令和30年度までの推計値を示している。収入については、浜田処理区整備の増加分と人口減少による影響を見込んだものを記載している。また、汚水処理費、これは維持管理費や人件費など、汚水処理に必要な経費の合計になる。こちらは浜田処理区の処理場の稼働後の維持管理費や、また、さらなる施設の統廃合も計画しているので、そちらの減少なども見込んだものを記載している。また、参考までに浜田処理区の接続率の推計も記載している。

3点目、処理区ごとの中継ポンプの維持管理費。1点目の表とほぼ同様だが、上段が維持管理費の合計、下段が修繕費となっている。また、表の右端に各処理区ごとのポンプの箇所数を記載している。

4点目の合併処理浄化槽補助の実績である。5年分の補助の件数と補助金額を掲載している。また、参考として浄化槽設置に係る補助金の額なども記載している。

次に、5点目、出雲市が下水道から合併浄化槽へ方針転換された理由である。出雲市の担当者へ聞き取りを行い、記載のとおりだが、国からの指導、また、下水道の整備効果が低く、合併処理浄化槽が経済性で有利と判断されたというところで計画の見直しを行ったということを知っている。

6点目の処理区ごとの接続率と負担金額である。各処理区の接続人口とその下に接続率を記載している。また、1点目でも触れたが、3地区については三保三隅の公共下水道へ接続しているので、その数字は三保三隅処理区の方へ計上することとしている。この表の中で、漁業集落排水のところ、2地区であると書いてあるが、令和3年度末の間違いであった。負担金の金額については、各処理区5年間の件数、金額、その累計を示したものになる。また参考として、各処理区の負担金額を掲載している。

○足立委員長

委員から質疑はあるか。

○森谷委員

まず、3ページ目の下、5番、出雲市のことをもう少し詳しく教えてほしい。国土交通省から全体計画区域内の事業認可区域外において、下水道をやろうと思っているところの外側では、合併浄化槽がどんどん造られているから効率が悪いので直接指導があった。上記の地域は人口密度が高くなく、浜田市全体がそうである。人口密度が高くなく、下水道整備に比べ、合併浄化槽が経済的である。この判断のやり方で、浜田市を簡単にチェックすべきではないかと思うが、この方法は特殊な方法なのか。

○下水道課長

出雲市のホームページに比較した資料が載っていた。集合処理で整備した場合、

建設費と維持管理費、年間額で推計されていた。また、個別浄化槽の場合も推計されていたので、方法は出雲市に聞きながらでも十分検討することは可能であるとする。

○森谷委員

いろいろな仕事がある中で、これがどれだけ作業量があるか分からないので、無理にお願いするわけにはいかないが、狭い地域で平坦な地域が下水道に向いている。ぽつんぽつんと家があるところは、下水道をやろうとしてもそのポンプの整備などがあり、三隅、旭は向いていない。パイプも一旦災害で分断されたら、上流の人は使えなくなってしまう。それから維持費、大きな合併浄化槽なのである。その維持費だって浜田市が負担することになる。合併浄化槽を1戸に1台は持ち主が負担していて、それが当たり前だと思って刷り込まれているから、何とも思っていない。

そういう意味で考えたら、長い目で考えたら浜田市の負担は合併浄化槽のほうが良い。災害のときの脆弱さも合併浄化槽のほうが強い。道路を掘った分が全部補助で出る。補助で出るからガス会社は処理する。ガス会社にはメリットがあるかもしれないが、浜田市にとっては何のメリットもない。それなら合併浄化槽を半分出すと維持からはおさらばできる。基本的に原則を考えただけでも無駄で金がかかる。災害に弱い。それから人口が増えたり減ったりしたら、せっかく造ったところもキャパシティがなかったらプラス何かしないといけないし、人口が半分になったら余ってしまう。そういう読めないところもあるし、合併浄化槽だったら読めないところなんてあり得ない。人がいるところに造るから。私は浜田市が考えているのは違うと感じたが、どう考えているか教えてほしい。

○下水道課長

指摘のとおりだと思っている。11月の委員会で同様の意見があった。同様の回答にはなろうかと思う。合併処理浄化槽も重要で有効な汚水処理施設だと考えている。また、今は駅前をやっている。ここはしっかりやっていきたい。

○足立委員長

委員として発言をする。6番の処理区ごとの接続率のところである。公共下水道の国府地区を見たときに、接続人数は減っているが、パーセンテージは上がっていている。接続者が減ったら普通減るのではないかなと思ったが、少し教えてほしい。

○下水道課長

下水道を使える方が分母で、接続した人が分子になるが、分母の減少率に対して、新しく接続する方もいるので、分子の減少率のほうが低いために接続率としては上がっているという状況になっている。

○足立委員長

70%という一つのラインはいつ頃をめぐりにされたのか。

○下水道課長

確かに70%という話は聞いたことがある。明確なゴールがいつだったかというのは記憶にないので申し訳ないが、ウルトラCがあるかという話になると、正直いまのところ、ウルトラCはないかなと思っている。

○遠藤副委員長

進行を戻す。

○足立委員長

ほかに質疑はないか。

(「なし」という声あり)

12 その他

○足立委員長

その他、執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで執行部は退席されて結構である。暫時休憩をする。

(執行部退席)

[18 時 36 分 休憩]

[18 時 46 分 再開]

○足立委員長

委員会を再開する。

議案の採決に入るが、採決を行う前に自由討議を行うか。

(「なし」という声あり)

それでは、執行部提出の議案7件について採決を行う。

・議案第75号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第78号 浜田市印鑑条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・議案第81号 浜田市増井俊雄奨学基金条例の制定について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第 82 号 浜田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第 83 号 浜田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第 84 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

・ **議案第 89 号 指定管理者の指定について（浜田市あさひやすらぎの家）**

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

続いて、請願の採決を行う。採決前に自由討議を行うべき案件はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、採決に入る。採決においては、不採択という言葉が、採択か不採択なのか聞き取りにくいので、発言される場合は賛成か反対かを発言して、その理由も述べてほしい。

・ **請願第 19 号 公共施設のバリアフリー化推進を求める請願について**

反対の方がいれば、意見を述べてほしい。

(「なし」という声あり)

反対がないようなので、賛成全員ということで採択となる。

・ **請願第 20 号 診療報酬引き上げと地域医療の維持を求める意見書の提出について**

本請願は意見書の提出を求める請願である。請願が当委員会で採択された後は、続いて意見書の提出について諮る。まず、賛成か反対かを採決する。

(「賛成」という声あり)

賛成全員で採択されたので、本会議でこの請願が採択なら、本委員会から意見書を提出することになる。請願者から意見書案が添付されていたが、この意見書案につ

いて委員から意見があればお願いをする。このままの意見書案で良いのか、意見書案のどの部分をどのように変更するかなど、変更点があれば具体的に発言をお願いする。

(「なし」という声あり)

それでは、変更箇所なしで意見書については、請願第 20 号が本会議で採択された後、委員会提案として委員長が提案する。

・ **請願第 21 号 高齢者向け 100 円タクシー制度の恒常化を求める請願について**

この請願について、反対があれば意見をお願いする。

○ **岡山委員**

執行部の話を聞いた感じ、内容を把握されていなかったもので、もう少し研究をされてからの話になるのかと思ったので、反対した。

○ **串崎委員**

まず、恒常化制度と書いてあるので、これについては市も全然やっていない段階だというような形でこの言葉は違和感がある。他の交通機関と話し合いなども必要ではないかということで反対する。

○ **遠藤副委員長**

他の交通機関などもあるので、すり合わせが必要ではないかと思い、反対する。

○ **芦谷委員**

制度として定着していないということなので、反対である。

○ **足立委員長**

それでは、請願第 21 号について採決する。本請願について賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手少数により、本請願は不採択すべきものと決した。

・ **請願第 22 号 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センターの医師確保対策強化を求める請願について**

まず、継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いする。

(「なし」という声あり)

ないようなので、その他意見がある方はお願いする。

○ **花田委員**

医療センターが主として取組むことではないかと思ったので、反対である。

○ **岡山委員**

浜田市としてやっていることはやっていて、今回出てきた請願というのは医療センターがやるべきことかと思うので、反対する。

○ **足立委員長**

それでは、本請願について賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ **請願第 23 号 小児救急医療体制の強化を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

ないようなので、反対の方は意見を願います。

○ **遠藤副委員長**

執行部も話していたが、現在できる限りのことをやっており、これ以上のことは現状では望むのは難しいと思うので、反対する。

○ **岡山委員**

浜田市としてやれることは現在やっているということと、請願の中にあることは別の形で医療機関が連携してやれることもあると思うので、やれることはやっているというところで反対する。

○ **芦谷委員**

小児救急の体制が不十分ではないという答弁なので、これについて反対する。

○ **足立委員長**

ほかに意見がないようなので、採決に入る。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

可否同数なので、委員長が裁決権を行使する。

執行部の答弁からあったように、現状で不足しているという認識はないので、不採択と判断をした。よって、この請願は不採択とすべきものと決した。

・ **請願第 24 号 地域包括ケアの支援体制見直しを求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

それでは、反対される方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 25 号 子育て支援の充実の請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

それでは、反対される方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 26 号 子育て支援の公平性確保を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

では、反対の方は挙手の上、意見を願います。

○遠藤副委員長

制度として言われていることはよく分かるが、ほかのとのすり合わせ、例えば働いているから保育園に預けるとか、そういう状況がここには入っていないので、このままだと反対である。

○芦谷委員

保育については、家庭と施設との関係があるが、家庭の選択でされているので支援の格差はないということで反対である。

○足立委員長

ほかにないようなので、採決に入る。

本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ 請願第 27 号 高齢者・要支援世帯へのごみ出し支援制度を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

それでは、この請願に反対される方は挙手の上、意見を願います。

○遠藤副委員長

執行部の答弁でもあったように、現状もう既に対応されているので、特にこれを上げる必要ないと思う。

○足立委員長

それでは、請願第 27 号について採決する。

本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ 請願第 28 号 三隅火力発電所の環境影響調査を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見を願います。

○岡山委員

非常に幅広く難しいと思う。

○足立委員長

それでは、請願第 28 号について採決をする。

本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ **請願第 29 号 市における動物愛護施策の強化を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 30 号 マイナンバーカード関連業務の改善を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **芦谷委員**

執行部の説明があったときに、手続に時間や負担がかかる状況ではないということなので、改善が必要ないということで反対をする。

○ **足立委員長**

それでは、本請願について採決をする。

請願第 30 号について、採択すべきものと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数により、採択すべきものと決した。

・ **請願第 31 号 市民相談窓口のワンストップ化を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 32 号 市税滞納整理と相談体制の改善を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 33 号 教育委員の皆様への文書について、確実に到達されるよう求める請**

願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○岡山委員

請願の内容を見たが、書いてある内容と請願の趣旨のところリンクしていないのではないかとと思われるところがあった。賛成はしかねるので反対する。

○串崎委員

文書が確実に届くと書いてあるが、先ほども話があったように、事務局は解決済みだということを、先ほど確認ができたため、反対する。

○芦谷委員

ここに記載のとおり、委員に届いた確認ができない現状、それから通報が委員に届かない可能性、これらはいずれもないということなので、反対する。

○遠藤副委員長

内容がタイトルと合致していないという部分が見受けられたので、反対する。

○花田委員

同じく、文書が届いているということを確認したので、反対する。

○足立委員長

それでは、請願第33号について採決する。

本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手少数により、本請願は不採択と決した。

・ 請願第34号 学校給食費負担軽減の検討強化を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ 請願第35号 学校給食における地産地消の促進を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ 請願第36号 教育委員会の会議公開範囲拡大を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見を願います。

○芦谷委員

先ほど、教育委員会の話があったように、ルールにのっとって対応されていると判断したので、反対する。

○串崎委員

関係の規則などに沿ってやっているの、反対である。

○遠藤副委員長

執行部の回答の中で、議事録などを作成するに当たらない話合いがあるということ、それがあつたら以上はそこを求めることは不可能だと思つるので、反対する。

○足立委員長

それでは、採決に移る。

請願第 36 号について、賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

可否同数なので、委員長が裁決権を行使する。

委員長は賛成とする。

本請願は採択すべきものと決した。

・ 請願第 37 号 市立図書館の蔵書充実と利便性向上を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見を願います。

○芦谷委員

質疑でも申したように、現在十分に対応してあるので反対する。

○足立委員長

それでは、請願第 37 号について採決する。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ 請願第 38 号 不登校支援及び授業動画配信体制の導入を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見を願います。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 39 号 中学校部活動の地域移行を慎重に進めることを求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **遠藤副委員長**

これは部活動の種類によると思うが、私がやっている柔道では、とにかく早急に進めないことには小中学校に行っても柔道ができないという子どもが現状発生している状態である。早急に進めてほしいということで反対する。

○ **串崎委員**

学校の部活と地域家庭との連携は必要である。したがって、そういった地域移行については進めるべきということで、反対である。

○ **足立委員長**

それでは、請願第 39 号について採決する。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ **請願第 40 号 学校トイレの洋式化及び衛生環境改善を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 41 号 通学路の安全対策強化を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 42 号 ICT教育の充実を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 43 号 行政判断に用いられる資料の内容・数字の根拠の丁寧な確認をお願いする請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **串崎委員**

先ほど執行部に話したが、これは昨年6月に既に総務文教委員会、そして7月に全員協議会で前の議会で既に了解している案件であるので、この請願は反対をする。

○ **芦谷委員**

これについては十分説明もされており、根拠も明示されているので、これについては反対である。

○ **足立委員長**

それでは、請願第43号について採決する。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択すべきものと決した。

・ **請願第 44 号 教育委員会の公益通報対応改善を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **岡山委員**

執行部の話を聞く限り、公益通報に対してはルールがあり処理をされているということなので反対する。

○ **串崎委員**

事務局は適正なルールで処理をされていると判断するため、反対する。

○ **芦谷委員**

公益通報対応に不十分さがあるとあるが、これについては十分やっているということなので、反対である。

○ **遠藤副委員長**

同じく、執行部がきっちり対応されていると思うので、反対する。

○ **花田委員**

同じく、されているというところで反対である。

○ **足立委員長**

それでは、請願第44号について採決する。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手少数により、本請願は不採択とすべきものと決した。

・ **請願第 45 号 裁判係属中を理由とした説明拒否の改善を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **遠藤副委員長**

裁判係属中が理由で説明できないと言われているので、それ以上ないのではないかと思っている。反対である。

○ **岡山委員**

弁護士がそう判断をされているというところを受けての執行部の回答だったと思うので、反対する。

○ **芦谷委員**

当事者でもあるので、拒否することは良いと思っており、反対である。

○ **串崎委員**

弁護士にも確認した上での判断であり、教育委員会事務局の対応は問題ないということで、反対である。

○ **花田委員**

同じく、裁判中を理由に全ての説明を拒否することは妥当ではないとあるが、執行部の説明で妥当だと考えるので、反対である。

○ **足立委員長**

それでは、請願第 45 号について採決する。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手少数により、本請願は不採択とすべきものと決した。

・ **請願第 46 号 旧スケート場の用途変更に関する再評価を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **岡山委員**

今回の文面を見たが、趣旨のところと事項のところ少し一致しないところがあるので反対する。

○ **串崎委員**

用途変更、機能転用に関しては、既に議会として昨年了解している案件であるので、反対する。

○ **芦谷委員**

行政として手続を経て行われた措置であり、確定した案件であり、反対である。

○ **遠藤副委員長**

私たちがこの場に立つ前にもう決まっていることを、これを基に簡単に覆すようなことがあると、今後全ての議会の運営において問題が生じるのではないかと思うので、反対する。

○花田委員

一度調査をして議会で説明したという説明で納得した。また、さらに教育長の話で、今後この請願が通る、通らないにかかわらず審議をされるので、この請願には反対をする。

○足立委員長

それでは、請願第46号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手少数により、本請願は不採択とすべきものと決した。

・ 請願第47号 スケート場跡地活用における市民意見募集の強化を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○岡山委員

請願の反対意見のところにもあったが、一度決まったことなので、ここから意見募集をするというのは少し違うかと思うので、反対する。

○花田委員

同じく、先ほどの反対意見と同様に反対する。

○串崎委員

市民意見は執行部なども聞いており、ある程度対応されている。問題ないというふうに考え、反対である。

○芦谷委員

適正な手続をされた案件であり、市民アンケートも行っておられるので、これについては反対である。

○足立委員長

それでは、請願第47号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手少数により、本請願は不採択とすべきものと決した。

・ 請願第48号 市立体育施設の利用環境改善を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 49 号 いじめ防止及び人権教育の強化を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・ **請願第 50 号 工業用水道会計に関する中国電力との合意書の調査を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **串崎委員**

合意書というのは、約束事であるということであった。これは議決権を侵すものではないと思っているので、議会として調査をする必要がないため反対する。

○ **芦谷委員**

議会での提案案件でもあり、承認をした案件なので、市民への説明が不十分でないということで、反対である。

○ **足立委員長**

ほかに反対意見がないようなので、請願第 50 号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択とすべきものと決した。

・ **請願第 51 号 工業用水道会計における利益剰余金の根拠調査を求める請願について**

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○ **串崎委員**

経営する上で現金の確保は必要だと感じており、経営も安定的な状況で問題ないというようにも思っている。いわゆる現金には明確な保有基準があるわけではないと思っているので、調査は必要ないということで反対する。

○ **芦谷委員**

議会の提案をされて、説明されているので、反対である。

○足立委員長

それでは、採決に入る。

請願第 51 号について採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択とすべきものと決した。

・請願第 52 号 工業用水道会計の再監査を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○岡山委員

既に監査報告をされて、承認をされているものであるので、それを覆すというのは、流れ的におかしいと思うので、反対をする。

○串崎委員

同様の意見だが、やはり監査による審査が行われている。議会も決算認定をしており、再監査を求める必要はないということで反対する。

○芦谷委員

市の監査委員も市議会も関与しての承認をしているので、これについては反対である。

○遠藤副委員長

仮に監査がいいかげんであっても、通っている監査であるので、結局こういう前例を認めてしまうと、今後全ての監査を過去にさかのぼってやりだす人が現れてないとも言い切れないので反対である。

○足立委員長

それでは、請願第 52 号について採決する。

本請願について、採択すべきものと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手少数により、本請願は不採択とすべきものと決した。

・請願第 53 号 工業用水道会計の情報開示強化を求める請願について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○串崎委員

予算、決算について、ほかの会計同様に資料の提供を受けている。審査に必要もないと思うので、反対する。

○芦谷委員

議会の提案をされて、きちんと説明されているので反対である。

○足立委員長

それでは、請願第 53 号について採決する。

本請願について、採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数により、本請願は採択とすべきものと決した。

文教厚生委員会に付託された請願審査を終了する。

続いて、陳情の採決を行う。

採決前に自由討議を行うべき案件はあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、採決に入る。

採決においては、不採択という言葉が採択か不採択なのか聞き取りにくいので、発言される場合は賛成か反対かを発言して、その理由も述べてほしい。

・陳情第 1 号 災害時における避難場所、小中学校の体育館へのエアコン設置の陳情について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

続いて、反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

それでは、陳情第 1 号について採決する。

本陳情について、反対なしのため、賛成全員で採択すべきものと決した。

・陳情第 2 号 図書館司書の正規職員化の陳情について

継続審査を望まれる方は挙手の上、意見をお願いします。

(「なし」という声あり)

反対の方は挙手の上、意見をお願いします。

○遠藤副委員長

本日の執行部の話の中では、望んで正規職員となりたいという意見があるようではなかったし、仮に正規職員としても、年齢を重ねる、勤続年数が長ければ長いほど給与が上がっていく仕組みになっているので、例えば 40 歳で正規で入ったとしたところ、先ほど言われたように、差がつくと思うので、正規職員である必要はないと思う。

○岡山委員

私は、この正規職員化については希望があれば、すれば良いと思うが、司書資格を持った人がパートや会計年度任用職員のままでワークライフバランスを考え勤めたいと思ったときに、プレッシャーになるのではないかなと思ったので、一律正規職員化というのは反対という意味で反対する。

○足立委員長

それでは、陳情第2号について採決する。

本陳情について採択とすべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。

(挙手あり)

挙手多数により、本陳情は採択とすべきものと決した。

以上で、文教厚生委員会に付託されました陳情審査を終了します。

以上で、文教厚生委員会に付託をされた案件の審査は全て終了した。

委員長報告については、12月17日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくので確認をお願いする。各委員に目を通してもらいたい。

続いて、採択された請願、陳情があるので、12月1日の当委員会で周知したとおり、採択された陳情については付託された委員会で対応を検討することになる。

今回採択された請願及び陳情について、委員会として今後の対応を検討すべきこととはあるか。

○森谷委員

執行部は、採択されたのだから頑張らなければいけないと頑張るものだと思っていたが、違うのか。頑張れと採決しないと執行部は頑張らないのか。

○足立委員長

委員会として、陳情は委員会での取扱いになるが、請願については本会議でまた採決される。仮にこのまま本会議でも同様だった場合は、委員会として今回の請願のことについて頑張れと言うのか、もっと深く所管事務を通じて調べていくのか、委員会としてお願いをすることがあるのか、そういった協議を今後していかなければいけないと思うが、今回案件が多いので、今すぐ全てにおいてこの場で判断をすることができかねると思うので、各委員で今回の採択をしたというものに関して、一度各委員の方で検討し、より一層これからまた所管事務調査などで調べていく、執行部側にこの内容についてどうなっているのかという確認も含めて、委員会として取り組むかどうかというところを諮りたい。

○森谷委員

委員会で請願を採択しても、議会で不採択になった場合に、委員会で採択したから委員会として執行部に対して押すことはできるのか。

○足立委員長

暫時休憩する。

[19 時 41 分 休憩]

[19 時 49 分 再開]

○足立委員長

再開する。

多数あるので、一度検討してもらい、後日改めて、これをそのまま頑張ってくれ

というだけで終わるのか、それとも深く、しっかりと委員会として執行部とやり取りをしていくのかという話をしたいが、まず、それを全項目というのは少し現実的ではないので、どれを深く追求していくのか、執行部側とやり取りをしていくのかということ、少し各委員に考えてほしい。

日程などについては、改めてLINE WORKSでお知らせをしたいので、よろしく願います。

12 その他

【要望書】令和8年度税制改正に関する提言について

○足立委員長

各委員におかれては、1件、要望書の提出があった。令和8年度税制改正に関する提言についてである。浜田市議会請願陳情等取扱要綱により、要望書はその写しを関係委員会に配付するのみとなっているので、内容については各自確認をお願いします。

13 ぎかいポストに寄せられた意見等への対応について

○足立委員長

前回委員会で各委員から発言いただいた意見を基に、正副委員長で回答案をまとめた。「御意見をいただきありがとうございます。既に建っている風車による道路、河川、生態系に与える問題、騒音、景観など、様々な被害が出ているとも伺っており、風車が生活環境や景観に大きな影響を与えるのではないかというお気持ちはごもっともだと我々も受け止めています。その上で、風車の今後の整備計画につきましては、その地域に住んでおられる皆様の安心・安全・生活環境を最優先に考えることを前提に、事業内容を精査させていただきます。」という文面を作成したが、この内容でよいか。

(「異議なし」という声あり)

それではこのとおり、文教厚生委員会の対応として報告をさせていただきます。

14 取組課題について

○足立委員長

前回12月1日の委員会で各委員から提出された内容について説明をした。改めて資料を配付する。それも踏まえ、今後の取組について検討したと思うが、本日は随分と時間も押しており、その内容についてどのテーマで取り組むのかというところは時間を要すると思うので、LINE WORKSも含めて少し議論をやっていききたいと思うので、その旨了承してほしい。ただ、どうしてもこの場で一言言っておかなければいけないという方がいれば受ける。

○芦谷委員

このうちから何件ぐらいやるかというのは決めるべきではないか。

○足立委員長

今、そういう意見が芦谷委員からあった。このテーマ全てをやろうとは思っていない。この中で一つないし、多くて二つかと思っているが、期間も2年ということで、2年間これだけやるわけではないので、それを踏まえて考えたときに、取組やすく、かつ提言書も作成できるような内容で、かつ時代にマッチしたテーマであれば一番いいと思っている。また、LINE WORKSで意見の交換をさせていただきたいと思うが、よろしいか。

(「はい」という声あり)

それではそのように進める。本日の内容を踏まえ、正副委員長でまとめ、次回の委員会で引き続き協議するような形で取り組みたいと思うが、そのような方向でよろしいか。

(「はい」という声あり)

それではそのように進めさせていただく。その他、委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

以上で文教厚生委員会を終了する。

[19 時 54 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

文教厚生委員会委員長 足 立 豪